

四 半 期 報 告 書

(第110期第1四半期)

自 平成25年4月1日

至 平成25年6月30日

野村ホールディングス株式会社

(E03752)

第110期第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目 次

頁

第110期第1四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【役員の状況】	30
第4 【経理の状況】	31
1 【四半期連結財務諸表】	32
2 【その他】	133
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	134

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月14日
【四半期会計期間】	第110期第1四半期 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	グループCEO 永井 浩二
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	財務部長 玉井 真一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	財務部長 玉井 真一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第109期 前第1四半期連結 累計期間	第110期 当第1四半期連結 累計期間	第109期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
収益合計 (百万円)	439,593	505,270	2,079,943
収益合計（金融費用控除後） (百万円)	369,254	431,321	1,813,631
税引前四半期（当期）純利益 (百万円)	19,666	113,219	237,730
当社株主に帰属する四半期（当期）純利益 (百万円)	1,891	65,894	107,234
当社株主に帰属する四半期包括利益 または包括利益 (百万円)	△ 13,306	97,479	194,988
純資産額 (百万円)	2,388,857	2,394,869	2,318,983
総資産額 (百万円)	35,254,342	41,954,813	37,942,439
1株当たり当社株主に帰属する四半期 （当期）純利益 (円)	0.51	17.78	29.04
希薄化後1株当たり当社株主に帰属 する四半期（当期）純利益 (円)	0.50	17.24	28.37
自己資本比率 (%)	6.0	5.6	6.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 216,125	98,077	549,501
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 100,607	△ 163,006	△ 160,486
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 47,292	441,741	△ 701,623
現金および現金同等物の四半期末 （期末）残高 (百万円)	693,713	1,201,766	805,087

- （注） 1 当社および当社が財務上の支配を保持する事業体（以下「野村」）の経営指標等は、米国において一般に公正妥当と認められた 会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき記載しております。
- 2 「純資産額」は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「自己資本比率」は、米国会計原則に基づく当社株主資本合計を用いて算出しております。
- 3 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 4 四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社および当社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）756社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間末の持分法適用会社は16社であります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、事業等のリスクに新たな事項および重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の概況

当第1四半期連結累計期間の収益合計（金融費用控除後）は4,313億円、金融費用以外の費用は3,181億円、税引前四半期純利益は1,132億円、当社株主に帰属する四半期純利益は659億円となりました。

四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および金融費用以外の費用の内訳はそれぞれ次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) (百万円)
委託・投信募集手数料	77,367	157,634
（委託手数料）	38,118	85,560
（投信募集手数料）	31,610	63,892
（その他）	7,639	8,182
投資銀行業務手数料	10,383	25,394
（引受・募集手数料）	3,912	18,808
（M&A・財務コンサルティングフィー）	6,213	6,445
（その他）	258	141
アセットマネジメント業務手数料	33,813	42,381
（アセットマネジメントフィー）	29,516	37,761
（その他）	4,297	4,620
トレーディング損益	84,399	128,409
プライベート・エクイティ投資関連損益	△ 5,387	50
純金融収益	33,130	41,376
投資持分証券関連損益	△ 7,061	7,852
その他	142,610	28,225
収益合計（金融費用控除後）	369,254	431,321

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) (百万円)
人件費	124,573	163,205
支払手数料	21,978	29,046
情報・通信関連費用	42,524	48,233
不動産関係費	24,110	19,784
事業促進費用	11,329	7,859
その他	125,074	49,975
金融費用以外の費用計	349,588	318,102

事業別セグメント情報

事業別セグメントにおける業績は次のとおりです。

なお、合算セグメント情報と、四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純利益（△損失）との調整計算につきましては、「第4〔経理の状況〕1〔四半期連結財務諸表〕〔四半期連結財務諸表注記〕17 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

収益合計（金融費用控除後）

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) (百万円)
営業部門	82,711	166,342
アセット・マネジメント部門	16,418	20,174
ホールセール部門	121,883	194,609
その他（消去分を含む）	154,567	43,032
計	375,579	424,157

金融費用以外の費用

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) (百万円)
営業部門	70,523	85,237
アセット・マネジメント部門	11,048	13,483
ホールセール部門	130,434	169,372
その他（消去分を含む）	137,583	50,010
計	349,588	318,102

税引前四半期純利益（△損失）

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) (百万円)
営業部門	12,188	81,105
アセット・マネジメント部門	5,370	6,691
ホールセール部門	△ 8,551	25,237
その他（消去分を含む）	16,984	△ 6,978
計	25,991	106,055

営業部門

収益合計（金融費用控除後）は、株式市場の活況を受け株式及び投資信託の販売が好調であったことなどから、1,663億円となりました。金融費用以外の費用は852億円、税引前四半期純利益は811億円となりました。平成25年6月末の営業部門顧客資産残高は、平成25年3月末から3.9兆円増加し87.7兆円となりました。

アセット・マネジメント部門

収益合計（金融費用控除後）は202億円となりました。金融費用以外の費用は135億円、税引前四半期純利益は67億円となりました。平成25年6月末の運用資産残高は、投資信託および投資顧問ビジネスへの資金流入に加え投資環境の改善により、平成25年3月末から1.2兆円増加し29.1兆円となりました。

ホールセール部門

収益合計（金融費用控除後）は1,946億円となりました。金融費用以外の費用は1,694億円、税引前四半期純利益は252億円となりました。ホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）の内訳は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
フィクスト・インカム (1)	70,304	97,559
エクイティ (1)	38,300	67,783
インベストメント・バンキング (ネット)	15,117	25,570
インベストメント・バンキング (その他)	△ 1,838	3,697
インベストメント・バンキング	13,279	29,267
収益合計（金融費用控除後）	121,883	194,609
インベストメント・バンキング（グロス）	32,165	47,173

(1) 平成25年4月の組織改正に伴い、フィクスト・インカムおよびエクイティを組み替えて表示しております。

フィクスト・インカム（債券関連）ビジネスでは、市場変動が金利等のプロダクトに影響したことなどから、収益合計（金融費用控除後）は976億円となりました。エクイティ（株式関連）ビジネスでは、株式市場の活況を受けて日本が収益を牽引し、収益合計（金融費用控除後）は678億円となりました。インベストメント・バンキングでは、特に日本における引受・組成案件の増加が寄与し、収益合計（金融費用控除後）は293億円となりました。

その他の経営成績

その他の経営成績には、経済的ヘッジ取引に関連する損益、営業目的で保有する投資持分証券の実現損益、関連会社損益の持分額、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。また、当第1四半期連結累計期間に生じた公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化に起因する収益26億円、デリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する収益23億円、カウンターパーティー・クレジット・スプレッドの変化に起因する収益10億円がその他の業績に含まれております。当第1四半期連結累計期間のその他の経営成績の収益合計（金融費用控除後）は430億円、金融費用以外の費用は500億円、税引前四半期純損失は70億円となりました。

地域別情報

地域別の収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純利益（△損失）については、「第4〔経理の状況〕1〔四半期連結財務諸表〕〔四半期連結財務諸表注記〕17 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「(6)流動性資金調達の管理」をご参照ください。

(2) 投資・金融サービス業務に付随する主要な資産負債等の状況

1) 一定の金融商品および取引先に対するエクスポージャー

厳しい市場環境は、野村が一定のエクスポージャーを有する証券化商品やレバレッジド・ファイナンスを含め、様々な金融商品に影響を与え続けています。また、野村は通常の業務においても、特別目的事業体などの取引先に対し、一定のエクスポージャーを有しております。

証券化商品

野村の証券化商品に対するエクスポージャーには、商業用不動産ローン担保証券（CMBS）、住宅不動産ローン担保証券（RMBS）、商業用不動産担保証券、その他証券化商品が含まれます。野村は、証券化ビジネス、ファイナンス、トレーディング、その他の業務に関連して、このような証券化商品を保有しています。次の表は、平成25年6月30日現在における野村の証券化商品に対する原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

	(単位：百万円)				
	日本	欧州	米州	アジア・オセアニア	合計 (1)
CMBS (2)	3,938	15,128	60,931	—	79,997
RMBS (2)(3)	49,838	36,543	300,098	—	386,479
商業用不動産担保証券	—	—	—	—	—
その他証券化商品 (4)	210,779	8,366	135,790	2,690	357,625
合計	264,555	60,037	496,819	2,690	824,101

- (1) 野村が行った金融資産の譲渡のうち、CMBS 20,742百万円については、米国財務会計審議会編纂書（以下「編纂書」）860「譲渡ならびにサービシング」（以下「編纂書860」）により、会計上は売却ではなく担保付金融取引として取り扱われ、第三者に受益持分を売却済であることから、野村が継続的に経済的なエクスポージャーを有していないため、金額には含まれておりません。
- (2) 平成25年6月30日現在、米国におけるCMBSおよびRMBS関連ビジネスのエクスポージャーは、ホールローン（コミットメント含む）の53,580百万円です。
- (3) 米州のRMBSからは、信用リスクが軽微であると考えられるため、パス・スルー証券および米国政府保証が付されたCMO（Collateralized Mortgage Obligations）1,831,450百万円の残高を除外しております。
- (4) その他証券化商品には、CLO（Collateralized Loan Obligations）、CDO（Collateralized Debt Obligations）、ABS（Asset-Backed Securities）（クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン、ホームエクイティ・ローン等）を含みます。

次の表は、平成25年6月30日現在における野村のCMBSに対する外部格付別および原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。格付は、平成25年6月30日現在のStandard & Poor's、Moody's Investors Service、Fitch Ratings Ltd.、株式会社日本格付研究所、株式会社格付投資情報センターによる格付のうち、最も低い格付を使用しております。

	(単位：百万円)						
	AAA	AA	A	BBB	BB	B	その他
日本	14	—	713	—	897	—	2,314
欧州	—	953	3,093	3,561	2,570	3,339	1,612
米州	10,179	5,966	2,935	12,687	6,441	11,219	11,504
合計	10,193	6,919	6,741	16,248	9,908	14,558	15,430

レバレッジド・ファイナンス

野村は、顧客にレバレッジド・バイアウト、レバレッジド・バイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、野村は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、平成25年6月30日現在における野村のレバレッジド・ファイナンスに対する対象企業の地域別のエクスポージャーを表しております。

	(単位：百万円)		
	実行済残高	未実行 コミットメント残高	合計
ヨーロッパ	37,595	11,629	49,224
アメリカ	10,208	60,311	70,519
アジア・オセアニア	1,396	737	2,133
合計	49,199	72,677	121,876

特別目的事業体

野村が行う特別目的事業体との関与は、これらの事業体を組成すること、またマーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受け、売出し、販売することが含まれております。また野村は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。さらに野村は、マーケット・メーカー業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。特別目的事業体とのその他の関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。

変動持分事業体への関与に関するより詳しい説明は、「第4〔経理の状況〕1〔四半期連結財務諸表〕〔四半期連結財務諸表注記〕6 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

2) 金融商品の公正価値

野村の金融商品の大部分は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書を通じて認識されます。公正価値評価は米国会計原則により明確に適用が要求される場合と、野村が公正価値オプションを選択できる対象に選択して適用する場合があります。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は当初認識以降の減損の測定など限定的な状況で使用されます。

編纂書820「公正価値評価と開示」に基づき、公正価値で測定された全ての金融商品はその測定に使用された基礎データの透明度によって三段階のレベルに分類されます。

毎期経常的に公正価値評価される資産のうち、デリバティブを除いた資産の合計に対するレベル3に分類された資産の比率は、当第1四半期連結会計期間末で3%となりました。

(単位：十億円)					
当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)					
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手 および 現金担保と の相殺	合計 レベル3 比率
公正価値評価資産 (除くデリバティブ)	9,964	8,079	504	—	18,547 3%
デリバティブ資産	978	25,645	333	△ 24,508	2,448
デリバティブ負債	1,078	25,536	336	△ 24,667	2,283

詳細につきましては「第4 [経理の状況] 1 [四半期連結財務諸表] [四半期連結財務諸表注記] 2 公正価値測定」をご参照ください。

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については、「第4〔経理の状況〕1〔四半期連結財務諸表〕〔四半期連結財務諸表注記〕2 公正価値測定および 3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

野村はトレーディング業務におけるマーケット・リスクの測定方法として、バリュー・アット・リスク (VaR) を採用しております。

1) VaRの前提

- ・信頼水準：99%
- ・保有期間：1日
- ・商品の価格変動等を考慮

2) VaRの実績

	前連結会計年度末 (平成25年3月31日) (億円)	当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日) (億円)
株式関連	13	26
金利関連	50	54
為替関連	19	19
小計	82	99
分散効果	△ 31	△ 33
バリュー・アット・リスク (VaR)	51	66

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュー・アット・リスク (VaR)	79	45	61

(4) 繰延税金資産の状況

1) 繰延税金資産・負債の主な発生原因

平成25年6月30日現在、四半期連結貸借対照表上、その他の資産—その他として記載されている繰延税金資産、およびその他の負債として記載されている繰延税金負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)	
繰延税金資産	
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	10,658
子会社・関連会社株式投資	176,734
金融商品の評価差額	110,051
未払退職・年金費用	15,881
未払費用および引当金	102,916
繰越欠損金	365,969
その他	4,344
繰延税金資産小計	786,553
控除：評価性引当金	△ 509,833
繰延税金資産合計	276,720
繰延税金負債	
子会社・関連会社株式投資	88,992
金融商品の評価差額	53,358
海外子会社の未分配所得	2,980
固定資産の評価	22,411
その他	2,181
繰延税金負債合計	169,922
繰延税金資産の純額	106,798

2) 繰延税金資産の算入根拠

繰延税金資産は、米国会計基準に基づき、将来において実現すると予想される範囲内で認識しており、将来において実現が見込まれない場合には評価性引当金を計上しております。なお、将来の課税所得の見積期間は納税単位ごとに個別に判断し、適正な期間見積もっております。

3) 過去5年間の課税所得および見積もりの前提とした税引前当期純利益、調整前課税所得の見込額

上記1)に記載されている繰延税金資産のうち、当社およびその子会社である野村證券株式会社（以下「野村證券」）の残高（純額）はそれぞれ90,945百万円、76,931百万円となっており、野村の四半期連結財務諸表における繰延税金資産残高（純額）の大部分を占めております。

また、当社は日本にて連結納税制度を採用しており、野村證券も当制度に含まれております。そのため、以下の記載ではこれら両社が含まれる連結納税グループの合算数値を記載しております。

過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
日本の連結納税グループ合算値	△ 63,244	△ 57,662	47,020	54,192	148,907

(注) 法人確定申告書上の繰越欠損金控除前の課税所得であり、その後の変動は反映しておりません。

見積もりの前提とした税引前当期純利益、調整前課税所得の見込額

日本の連結納税グループについては、5年を課税所得見積もり期間とし、見込み税引前当期純利益合計および見込み調整前課税所得合計はそれぞれ、740,000百万円、656,662百万円となっております。

(5) リスク・マネジメントについての定性的開示

1) リスク・マネジメント

野村の事業活動は、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他外生的事象に起因するリスクなどの様々なリスクに晒されております。野村では、財務の健全性を確保し、企業価値を維持・向上するために、これらのリスクを総合的にコントロール、モニタリング、報告するためのリスク管理体制を構築しております。

2) グローバル・リスク管理体制

野村は取締役会において「業務の適正を確保するための体制」を基本方針として定め、それに沿って、損失の危機の管理に関するその他の体制を制定し、この体制に基づいてリスク管理の高度化、リスク管理の強化・整備に継続的に取り組んでおります。また、経営会議から委任を受けた統合リスク管理会議において統合リスク管理規程を制定し、リスク管理にかかる基本理念、組織体制、リスク管理の枠組みを含むリスク管理態勢を定め、リスク管理の高度化に継続的に取り組んでおります。

市場リスク

市場リスクは、金利、為替、株価、クレジット・スプレッド、指数、ボラティリティ、相関あるいはその他のものを含む市場要因の変化によって生ずる潜在的な資産価値の損失と定義されます。野村では、主にトレーディングにおいて、このリスクに晒されています。市場リスクを適切に管理するためには、複雑で絶えず変化する世界の市場環境を分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握し、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。

野村では、継続して市場リスクを計量的に計測・制限する手段としてバリュエーション・アット・リスク（VaR）を利用しております。VaRリミットは、野村のリスク・アピタイトに沿うように設定されます。VaRに加えて、ストレステストや感応度分析等も市場リスクを評価・管理する手段として利用しております。感応度は、市場リスク要因の単位当たりの変動によるポートフォリオ価値変化を示す非統計的尺度として利用されます。感応度は、資産種別によって異なり、通常、リスク・ファクターを合算することはできません。市場リスクは、ビジネス部門やシニア・マネジメントに報告される日次レポートにより、社内手続きに基づいて承認されたリミット内であるかどうかモニタリングされます。

信用リスク

野村では、信用リスクを、「債務者の信用力の低下または債務不履行等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少または消失し、損失を被るリスク」と定義しております。

このような信用リスクを適切に管理するため、適切なリスク・テイクを行い十分なリターンを確保しつつ、顧客の多様なニーズに応えることが、野村の企業価値を向上させるために重要であるとの基本方針を、信用リスク管理の基本規程である信用リスク管理規程に定めております。この基本方針の下、経営目標の達成に向けて、強固で包括的な信用リスク管理体制を構築しております。

野村では、自己資本規制比率算出における信用リスク・アセット額の算出手法として、平成23年3月末より基礎的内部格付手法を採用しております。ただし、信用リスク・アセット額の算出において重要度が低いと認められた一部の事業単位または資産区分については、標準的手法を適用しております。

なお、カウンターパーティーの信用リスク管理に用いられているエクスポージャー計測モデルは、平成24年12月末より期待エクスポージャー方式による連結自己資本規制比率の算出にも利用されております。

オペレーショナル・リスク

野村は、オペレーショナル・リスク管理規程において、オペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれませんが、グループシステムリスク管理規程により定義されているシステムリスク、法令や規制等の違反に係るリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する野村グループ各社のレピュテーションの悪化に係るリスクを含みます。

オペレーショナル・リスクの特定、評価、管理、モニタリング、報告が可能となるオペレーショナル・リスク管理の枠組みを整備するとともに、オペレーショナル・リスク・アピタイトをオペレーショナル・リスク管理の枠組みの主要項目を用いた定性的リスク・アピタイトおよび定量的リスク・アピタイトにより定義しております。

野村では、金融庁告示に定められた粗利益配分手法に基づいてオペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本額を算出しております。粗利益配分手法では、業務区分に配分した粗利益に一定の掛目を乗じたものの過去3年間の平均値を計算し、オペレーショナル・リスク相当額としております。

(6) 流動性資金調達の管理

資金調達と流動性管理

概況

野村では、流動性リスクを返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性と定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になる、野村の信用格付けが低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等によって発生します。流動性リスクは、当社特有の事情や市場全体の事情により発生します。流動性リスク管理については、経営会議の委任を受けた統合リスク管理会議が定める流動性リスク・アピタイトに基づくことを基本方針としております。野村は、マーケットサイクルを通じて、そして、マーケットストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。野村の資金流動性管理は、危機発生等により1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。

野村は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、様々な流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、(1) 余剰資金の集中管理、(2) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、(3) 野村グループ各社に対する与信枠の管理、(4) 流動性ストレス・テストの実行、(5) コンティンジェンシー・ファンディング・プランに関することが含まれております。

経営会議は、野村の資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しており、CFOは、経営会議の決定に基づき、野村の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。

1. 余剰資金の集中管理

野村は、野村グループ内で有効に活用することを可能とするため、野村グループ各社の余剰資金の集中管理を行っております。資金の使用に関しても、野村では、すべての無担保調達資金を一元的に管理しており、内部で上限を設けております。この上限は、経営会議で設定され、グローバル・トレジャリー部門によって、使用状況はモニタリングされております。

また、グループ会社間の資金移動を円滑なものにするため、規制対象ブローカーあるいは銀行における資金調達は限定的にしか行っておりません。野村は、資金調達の当社あるいは主要規制外発行体への集中を積極的に行っております。このことにより、野村は調達コストを最小化し、投資家からの認知度を高め、様々なグループ会社間の資金供給のフレキシビリティを高めております。

2. 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散

野村は、保有資産を継続して維持していく上で必要となる長期性資金を確保するために、長期借入金の額、長期債の発行額および株主資本を十分な水準に維持するように努めております。野村は金融市場の環境変化等に起因して1年間にわたり新たな無担保調達が行えない場合であっても、資産の売却を迫られることなく業務継続を可能としております。長期性資金必要額は、以下の要件を組み込んだ内部モデルに基づいて算出しております。

- (i) レポ契約や証券貸付取引等を含む有担保での資金調達能力。長期性資金必要額は、ストレス・シナリオ下で、有担保借入能力の保守的な見積もりを使って計算されております。

- (ii) のれん、認識可能無形固定資産、有形固定資産およびその他低流動性資産
- (iii) 野村の信用格付けが2ノッチ格下げされた場合のデリバティブ取引に係る契約上の追加担保要請、および清算・決済機関からの潜在的な追加担保要請。加えて、ほかの契約に関連した担保未提供資産もまた、長期流動性によって資金手当てを受けております。
- (iv) 支払要求の可能性を反映した野村が第三者に提供するコミットメント契約の額
- (v) 野村の規制対象子会社の規制資本等を維持するために必要となる金額

野村の内部モデルは、グループ会社間の自由な資金移動に影響を及ぼすかもしれない法規制、税制を考慮に入れて計算されております。

野村は、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために資金調達を行う市場および手段を分散させております。野村は、プロダクト別、投資家別、マーケット別に、調達ソースおよび返済期限の分散をさせております。自社債やコマーシャル・ペーパーを幅広い顧客層へ販売することにより、資金調達先の分散のメリットを享受しております。

野村は、様々な種類の債券を発行することによって、資金調達手段の分散を図っております。これらには、仕組ローンや仕組債が含まれます。仕組債は、金利・為替・株式・コモディティやこれらのインデックスにリンクしたリターンが付いた債券です。野村は、資金調達方法の多様性が増すように仕組債を発行しております。これらについて、野村は、通常、デリバティブや原資産に対する支払い義務をヘッジすることにより、無担保調達債務と同様の効果を得ております。

2.1 短期無担保債務

野村の短期無担保債務は、短期銀行借入（長期銀行借入のうち、満期まで1年未満のものを含む）、コマーシャル・ペーパー、銀行業務受入預金、譲渡性預金、および償還まで1年以内の社債で構成されております。銀行業務受入預金および譲渡性預金は、銀行子会社の預金および譲渡性預金を表しております。

以下の表は、平成25年3月31日、平成25年6月30日現在の野村の短期無担保債務明細を表示したものです。

	(単位：十億円)	
	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間末 (平成25年6月30日)
短期無担保債務(1)	2,293.3	2,834.8
短期銀行借入	621.3	825.2
その他の短期借入	42.4	82.8
コマーシャル・ペーパー	296.7	299.8
銀行業務受入預金	781.4	951.7
譲渡性預金	214.5	246.2
償還まで1年以内の社債	337.0	429.1

(1) 短期無担保債務には、長期無担保債務のうち残存期間が1年以内となったものを含んでおります。

2.2 長期無担保債務

野村は、常に十分な長期性資金を確保していくために、満期や通貨の分散を行い定期的に長期性資金の調達を行っております。更に、適切なコストでの調達と、適切な長期債務償還プロファイル維持の両方を満たすように債券発行を行っております。

野村の長期無担保債務には、米国発行登録および登録ミディアム・ターム・ノートプログラム、ユーロ・ミディアム・ターム・ノートプログラム、国内発行登録およびさまざまな発行プログラムより発行される普通社債や劣後社債が含まれております。

日本のグローバルな金融サービスグループとして、野村は、世界中の様々なマーケットと資金調達センターへのアクセスを持っております。主として当社、野村証券、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V. およびノムラ・バンク・インターナショナルPLCが外部からの借入、債券発行その他資金調達を行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

野村は、市場や投資家のタイプごとに、効率的かつ十分に多様化された資金調達を行うために、様々なプロダクトや通貨による調達をしております。野村の無担保社債の大部分は、発行コストの上昇や債務償還満期を早める財務制限条項（格付け、キャッシュ・フロー、決算あるいは財務レシオ）は、付されておられません。

以下の表は、平成25年3月31日、平成25年6月30日現在の野村の長期無担保債務明細を表示したものです。

（単位：十億円）

	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間末 (平成25年6月30日)
長期無担保債務	6,457.3	6,303.5
長期銀行業務受入預金	76.2	77.3
長期銀行借入	2,173.7	2,164.0
その他の長期借入	133.9	127.2
社債(1)	4,073.5	3,935.0
当社株主資本	2,294.4	2,369.0

(1) 編纂書810「連結財務諸表」に定義される変動持分事業体の要件を満たす“連結変動持分事業体(VIE)が発行する社債”と編纂書860により、会計上担保付金融取引として取り扱われる譲渡取消に伴う担保付借入を含んでおりません。

2.3 償還プロファイル

プレーン・バニラ物（プレーン・バニラ債および長期借入金）の調達に関しては、平均残存年数が3年以上となるように努めております。また、ミディアム・ターム・ノートの発行については、その大部分が、金利、株価、指標、為替、あるいはコモディティにリンクした仕組債です。インデックスによる早期償還の条件は、個別発行ごとに定められております。それらの償還確率は、内部数理モデルによって継続的に評価され、グローバル・トレジャリー部門によりモニターされております。プレーン・バニラ債や借入は、契約上の満期日をもとに評価しております。予定された満期日以前に償還される可能性のあるものについては、野村の内部ストレスオプション評価モデルにより、評価されております。このモデルは、ストレス市場環境下で、いつその債券が償還される可能性があるかを評価します。

2.4 有担保債務

野村は、トレーディング業務のための資金調達活動は、担保付借入、レポ契約、日本の現先レポ取引による有担保ベースで、通常行っております。レポ取引は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において、買戻条件付きで契約するものです。日本の現先レポ取引は、値洗いや有価証券の差し換えを有さないものです。これらの有担保資金調達は、無担保資金調達に比べコストが低く、格付けの影響を受けにくいものと考えております。レポ契約は、短期のものが多く、オーバーナイトもあります。野村は、有担保調達に伴う流動性リスクを、カウンターパーティーのグローバルな分散、担保の種類の多様化、そして、一部の取引については、積極的に契約期間を長期のものにするよう努めております。詳細は、「第4[経理の状況]1[四半期連結財務諸表等][四半期連結財務諸表注記]4 担保付取引」をご参照ください。

3. 野村グループ各社に対する与信枠の管理

野村は、緊急時の資金調達の一助とするために、グローバルに業務を展開する金融機関との間で、一定量のコミットメント・ファシリティを維持しております。野村は、これらのファシリティの契約満期日を一時期に集中しないように分散させております。これらのファシリティそれぞれの貸し出し条件や財務制限状況は異なっておりますが、現時点において、野村はこれらのファシリティ契約における財務制限条項に抵触することにより、ファシリティの利用が制限される状況にはありません。野村は適宜これらのドローダウンテストを行っております。

4. 流動性ストレステストの実行

野村は、流動性ポートフォリオを維持しており、先に述べた流動性管理方針に沿うよう、一定のストレスシナリオ下でのキャッシュ流出をシミュレートする内部モデルに基づいて流動性をモニターしております。

流動性資金必要額は、様々なストレスシナリオ下において、異なるレベルで、様々な時間軸に沿って見積もられております。想定される親会社や子会社レベルでの格下げに起因する、無担保資金調達市場へのアクセスの喪失、有担保資金調達市場での追加担保要求および市場へのアクセスの制限等を含めた、野村固有および市場全体のイベントが発生する状況下での必要額を見積もります。野村では、このリスク分析を「マキシマム・キュームレーティブ・アウトフロー（以下「MCO」）」と呼んでおります。

MCOフレームワークは、主たる流動性リスクを考慮したうえで構築し、以下の2つのシナリオに基づいて、キャッシュ・フローをモデル化しております。

- ・ ストレスシナリオ：マーケット全体が厳しい状況下で、追加的な無担保調達や資産の売却をすることなく1年間適切な流動性を維持すること。
- ・ アキュートシナリオ：マーケット全体が厳しい状況であることに加え、野村の流動性に関して、懸念が持たれている状況下で、追加的な無担保調達や資産の売却をすることなく1ヶ月間適切な流動性を維持すること。

野村は、これらの各モデルで用いられている時間軸の中で、資産の流動化を行ったり、ビジネスモデルを修正することはできないと想定しております。従って、MCOフレームワークは、ストレス状況下でも、野村が適切と考える流動性リスクアペタイトに基づいた水準に対して、想定される流動性必要額を定義するものです。

平成25年6月末時点において、野村の流動性ポートフォリオは、上述のシナリオ下で想定された資金流出予想額を上回っております。

潜在的な流動性資金必要額を考慮し、十分な流動性資金を確保するために、野村は、現金や売却や担保提供することで流動性資金を供給することができる流動性の高い担保未提供資産で構成される流動性ポートフォリオを維持しております。ストレス・シナリオを考慮した流動性資金必要額を満たす流動性ポートフォリオの金額は、平成25年6月30日現在、6兆2,820億円となっております。流動性に関する外部規制については、バーゼル委員会を含む監督機関の更なる議論が継続されるものと認識しております。野村が現在行っている既存のモデルやシミュレーションは、これらの議論の結果次第では、見直す必要があるものと考えております。

流動性ポートフォリオに加えて、主にトレーディング資産で構成される有担保資金調達の際の追加担保として使用可能な担保未提供資産を所有しております。流動性ポートフォリオとそれ以外の担保未提供資産の合計は、野村の1年以内に満期の到来する無担保債務の合計に対して、十分な金額を維持しております。

ストレステストでは、連結会社間の資金や証券の移動を制限する法規制を考慮した資金流出を想定しております。

流動性ポートフォリオのサイズや構成は、以下のことから発生する必要額を考慮に入れております。

- (i) 既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- (ii) 発行済み社債の買い取りの可能性
- (iii) 流動性の低い資産の資金手当てのための担保付資金調達ラインの想定以上の喪失
- (iv) 通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- (v) ストレス時の現金および担保流出

野村は、規制環境や市場の変化に基づいた流動性リスクの前提条件を継続的に評価し、調整をしております。ストレスの影響をシミュレートするために用いるモデルは、資産の売却ができない状況、追加の無担保調達を行うことができない状況、既存のレボ調達時の担保掛目の拡大、決済銀行からの担保・預託金追加要求、コミットメント提供先のドローダウン、そして、損失に伴う資金の喪失を想定しております。

平成20年にバーゼル委員会は、流動性フレームワークの基盤となる「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」（「健全な原則」）を公表しました。続いて、バーゼル委員会は資金流動性に係る2つの最低基準を策定し、流動性管理の枠組みをさらに強化しました。これらの基準は、それぞれ独立しているものの相互補完的な2つの目的を達成するために策定されております。

第1の基準の目的は、金融機関の流動性リスク態様の短期的強靱性を高めることにあり、その手段として、金融機関が流動性の高い資産を十分に保有し、1ヶ月間継続する強いストレスシナリオに耐える力を持っていることを確保することにあります。バーゼル委員会は、この目的を達成するために流動性カバレッジ比率（以下「LCR」）を策定しました。

第2の基準の目的は長期的な強靱性を高めることにあり、その手段として、金融機関に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設けました。安定調達比率（以下「NSFR」）は、対象期間を1年とし、資産・負債が持続可能な満期構造を保つよう策定されました。

これら2つの基準を構成するパラメータは、主として、国際的に統一された既定の数値です。しかしながら、各国固有の状況を反映させるため、一部のパラメータには各国裁量の要素が含まれております。観察期間が終了した後、LCRは必要に応じ修正を加えたうえ、平成27年から導入される予定です。また、NSFRは、必要に応じ修正を加えたうえ、平成30年までに最低基準とされる予定です。

5. コンティンジェンシー・ファンディング・プラン

野村は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン（以下「CFP」）を定め、包括的リスク管理の枠組みに組み込むとともに、定量的なコントロールを強化しております。この中で、リクイディティ・イベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。その上で、野村特有のあるいはマーケット全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、野村が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えうるように作られております。なお、野村は、定期的に様々なマーケットや当社特有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。野村は、日本銀行等中央銀行が行う様々な証券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも持っております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場環境の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

キャッシュ・フロー

現金および現金同等物の前第1四半期連結会計期間末残高および当第1四半期連結会計期間末残高は、それぞれ6,937億円と1兆2,018億円となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結累計期間においては主にトレーディング資産の増加等により2,161億円の支出となり、当第1四半期連結累計期間においては主にトレーディング負債の増加等により981億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、主にトレーディング目的以外の負債証券の増加(純額)等により、それぞれ1,006億円の支出と1,630億円の支出となりました。また財務活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結累計期間においては主に長期借入の減少等により473億円の支出となり、当第1四半期連結累計期間においては、主に長期借入の増加等により4,417億円の収入となりました。

四半期連結貸借対照表および財務レバレッジ

平成25年6月30日現在の資産合計は、平成25年3月31日現在の37兆9,424億円に対し、売戻条件付買入有価証券およびトレーディング資産が増加したこと等により、4兆124億円増加し、41兆9,548億円となりました。また、平成25年6月30日現在の負債は、平成25年3月31日現在の35兆6,235億円に対し、買戻条件付売却有価証券およびトレーディング負債が増加したこと等により、3兆9,364億円増加し、39兆5,599億円となりました。平成25年6月30日現在の当社株主資本は、平成25年3月31日現在の2兆2,944億円に対し、利益剰余金および累積的その他の包括利益の増加に伴い、前期末比746億円増加の2兆3,690億円となりました。

野村は、マーケットの極端な変動によってもたらされ得る大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めております。野村の適正資本の維持に係る基本方針は経営会議が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持に係る基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに起因する経済的なリスクに耐え得る必要十分な資本を維持しているかにつき、定期的な確認を行っておりますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社は規制当局から要請される最低資本金額を満たす必要もあります。

レバレッジ・レシオは、野村と同様に他の金融機関でも、一般的に用いられており、当社のアニュアルレポートの利用者が野村のレバレッジ・レシオおよび調整後レバレッジ・レシオを他の金融機関と比較できるように、ベンチマークとする目的で、自主的に開示しております。調整後レバレッジ・レシオは、野村がレバレッジに係る有用な補助的指標であるとする米国会計原則に基づかない指標です。現在のところ、レバレッジ・レシオに関する規制当局や開示法制による要求はありません。

以下の表は、当社株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (平成25年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成25年 6月30日)
当社株主資本	2,294.4	2,369.0
総資産	37,942.4	41,954.8
調整後総資産 (1)	23,827.1	25,224.7
レバレッジ・レシオ (2)	16.5倍	17.7倍
調整後レバレッジ・レシオ (3)	10.4倍	10.6倍

(1) 調整後総資産は米国会計原則に基づかない指標であり、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものとなり、以下のように計算されます。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (平成25年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成25年 6月30日)
総資産	37,942.4	41,954.8
控除：		
売戻条件付買入有価証券	8,295.4	10,120.2
借入有価証券担保金	5,819.9	6,609.9
調整後総資産	23,827.1	25,224.7

(2) レバレッジ・レシオは、総資産の額を当社株主資本の額で除して得られる比率です。

(3) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を当社株主資本の額で除して得られる比率です。

総資産は、主に売戻条件付買入有価証券およびトレーディング資産が増加したことにより、10.6%増加しました。当社株主資本は、3.3%増加しました。この結果、野村の財務レバレッジは、平成25年3月31日現在の16.5倍から平成25年6月30日現在17.7倍に上昇しました。

調整後総資産が増加した理由は、トレーディング資産の増加によるものです。その結果、調整後レバレッジ・レシオは、平成25年3月31日現在10.4倍、平成25年6月30日現在10.6倍となりました。

連結自己資本規制

金融庁は平成17年6月に「金融コングロマリット監督指針」を策定し、連結自己資本規制に関する規定を設けました。この「金融コングロマリット監督指針」に基づき、平成17年4月から、当社は、連結自己資本規制比率のモニタリングを開始しました。

平成21年3月末から、当社は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅳ-五-三（3）に基づき、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成十八年金融庁告示第二十号）の規定を準用して連結自己資本規制比率の計測を開始しました。

平成23年4月から、当社は、親会社に対する連結自己資本規制の適用を受ける最終指定親会社の指定を受け、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成二十二年金融庁告示第百三十号、以下「川上連結告示」といいます。）により、バーゼルⅡに基づく連結自己資本規制比率の計測を開始しました。また、平成23年12月末からは、マーケット・リスク相当額の計測方法を大幅に改定したバーゼル2.5に基づく連結自己資本規制比率の計測を開始しました。さらに、平成25年3月末からは、より質の高い資本を具備させることを目的とした自己資本項目の再定義や、信用リスク・アセットの計測対象の大幅な追加を主な内容とするバーゼルⅢを受けて改正された川上連結告示の内容に基づいた連結自己資本規制比率の計測を行っております。

当社は、川上連結告示第2条の算式に従い、普通株式等Tier1資本の額、Tier1資本（普通株式等Tier1資本およびその他Tier1資本）の額、総自己資本（Tier1資本およびTier2資本）の額、信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額およびオペレーショナル・リスク相当額をもとに連結自己資本規制比率を測定しております。平成25年6月30日現在の野村の連結普通株式等Tier1比率（普通株式等Tier1資本の額をリスク・アセットの額で除した比率）は11.9%、連結Tier1比率（Tier1資本の額をリスク・アセットの額で除した比率）は11.9%、連結総自己資本規制比率（総自己資本の額をリスク・アセットの額で除した比率）は13.9%となり、川上連結告示の定める要件をそれぞれ満たしました。なお、平成25年6月30日現在、川上連結告示の定める要件は、連結普通株式等Tier1比率について3.5%、連結Tier1比率について4.5%、連結総自己資本規制比率について8%となっております。

平成25年6月30日現在の連結自己資本規制比率について、以下に示しております。

	(単位：億円)
	当第1四半期 連結会計期間末 (平成25年6月30日)
自己資本	
普通株式等Tier1資本の額	21,550
Tier1資本の額	21,550
総自己資本の額	25,124
リスク・アセット	
信用リスク・アセットの額	98,267
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た値	59,712
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た値	21,714
リスク・アセット合計	179,694
連結自己資本規制比率	
連結普通株式等Tier1比率	11.9%
連結Tier1比率	11.9%
連結総自己資本規制比率	13.9%

(7) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間および本第1四半期報告書提出日までに新たに発生した事業上および財務上の対処すべき課題はありません。

(8) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、当社の連結子会社であるノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc. は、Worldwide Plaza(所在地ニューヨーク市)へ移転しました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000
計	6,000,000,000

(注) 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,822,562,601	3,822,562,601	東京証券取引所(注2) 名古屋証券取引所(注2) シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
計	3,822,562,601	3,822,562,601	—	—

(注) 1 提出日(平成25年8月14日)現在の発行数には、平成25年8月1日から本四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は次のとおりです。

第52回新株予約権	
決議年月日	平成25年 5 月15日
新株予約権の数(個)	71, 202
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7, 120, 200
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年 4 月20日 ～平成31年 4 月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 392円
新株予約権の行使の条件	1. 1 個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していること。定年退職等別途定める事由に該当する場合を除き、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を失った場合、新株予約権は消滅する。 3. 新株予約権者について、行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第53回新株予約権	
決議年月日	平成25年 5 月15日
新株予約権の数(個)	70, 864
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7, 086, 400
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成27年 4 月20日 ～平成32年 4 月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 392円
新株予約権の行使の条件	1. 1 個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していること。定年退職等別途定める事由に該当する場合を除き、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を失った場合、新株予約権は消滅する。 3. 新株予約権者について、行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第54回新株予約権	
決議年月日	平成25年 5 月15日
新株予約権の数(個)	70, 521
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7, 052, 100
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年 4 月20日 ～平成33年 4 月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 392円
新株予約権の行使の条件	1. 1 個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していること。定年退職等別途定める事由に該当する場合を除き、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を失った場合、新株予約権は消滅する。 3. 新株予約権者について、行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年 6 月30日	—	3,822,562,601	—	594,493	—	559,676

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 119,704,500	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 4,105,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,696,949,900	36,969,499	—
単元未満株式	普通株式 1,803,201	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,822,562,601	—	—
総株主の議決権	—	36,969,499	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。
また、「単元未満株式数」には当社所有の自己株式49株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目9-1	119,704,500	—	119,704,500	3.13
(相互保有株式) 株式会社ジャフコ	東京都千代田区大手町 1丁目5-1	2,000,000	—	2,000,000	0.05
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1丁目6-5	1,000,000	—	1,000,000	0.03
野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿 1丁目26-2	1,000,000	—	1,000,000	0.03
高木証券株式会社	大阪府北区梅田 1丁目3番-1-400	100,000	—	100,000	0.00
ノムラ・ジャパン株式会社	東京都中央区日本橋堀留 町2丁目1-3	5,000	—	5,000	0.00
計		123,809,500	—	123,809,500	3.24

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当第1四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第95条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、各連結会社がある国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)および第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		前連結会計年度末 (平成25年 3 月31 日)	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成25年 6 月30 日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産)			
現金・預金：			
現金および現金同等物		805,087	1,201,766
定期預金		577,921	642,909
取引所預託金および その他の顧客分別金		269,744	331,753
計		1,652,752	2,176,428
貸付金および受取債権：			
貸付金	※2, 7	1,575,494	1,338,404
(平成25年 3 月31 日現在524,049百万円、 平成25年 6 月30 日現在237,764百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
顧客に対する受取債権	※ 7	63,792	59,771
顧客以外に対する受取債権		992,847	807,501
貸倒引当金		△ 2,258	△ 3,445
計		2,629,875	2,202,231
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券	※ 2	8,295,372	10,120,178
(平成25年 3 月31 日現在997,788百万円、 平成25年 6 月30 日現在1,189,063百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
借入有価証券担保金		5,819,885	6,609,875
計		14,115,257	16,730,053
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資：			
トレーディング資産	※2, 3	17,037,191	18,107,486
(平成25年 3 月31 日現在7,707,813百万円、 平成25年 6 月30 日現在7,064,344百万円の 担保差入有価証券を含む。 平成25年 3 月31 日現在19,970百万円、 平成25年 6 月30 日現在20,737百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
プライベート・エクイティ投資	※ 2	87,158	88,444
(平成25年 3 月31 日現在44,134百万円、 平成25年 6 月30 日現在43,791百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		17,124,349	18,195,930
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備		428,241	434,256
(平成25年 3 月31 日現在 355,831百万円、 平成25年 6 月30 日現在 366,580百万円の 減価償却累計額控除後)			
トレーディング目的以外の負債証券	※2, 5	920,611	1,074,987
投資持分証券	※ 2	123,490	130,679
関連会社に対する投資および貸付金	※ 7	345,705	352,847
その他	※2, 5, 10	602,159	657,402
(平成25年 3 月31 日現在1,632百万円、 平成25年 6 月30 日現在1,545百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		2,420,206	2,650,171
資産合計		37,942,439	41,954,813

		前連結会計年度末 (平成25年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成25年 6 月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債および資本)			
短期借入 (平成25年 3 月31日現在77,036百万円、 平成25年 6 月30日現在65,442百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※ 2	738,445	973,036
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務		476,705	630,631
顧客以外に対する支払債務		864,962	1,487,597
受入銀行預金		1,072,134	1,275,199
計		2,413,801	3,393,427
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券 (平成25年 3 月31日現在264,767百万円、 平成25年 6 月30日現在404,395百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※ 2	12,444,317	13,725,503
貸付有価証券担保金		2,158,559	2,340,133
その他の担保付借入		806,507	842,258
計		15,409,383	16,907,894
トレーディング負債	※2, 3	8,491,296	9,670,942
その他の負債 (平成25年 3 月31日現在2,360百万円、 平成25年 6 月30日現在2,299百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2, 10	978,163	919,705
長期借入 (平成25年 3 月31日現在1,664,536百万円、 平成25年 6 月30日現在1,688,262百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※ 2	7,592,368	7,694,940
負債合計		35,623,456	39,559,944
コミットメントおよび偶発事象	※16		
資本：			
資本金		594,493	594,493
無額面 授權株式数 平成25年 3 月31日現在 6,000,000,000株 平成25年 6 月30日現在 6,000,000,000株 発行済株式数 平成25年 3 月31日現在 3,822,562,601株 平成25年 6 月30日現在 3,822,562,601株 発行済株式数（自己株式控除後） 平成25年 3 月31日現在 3,710,960,252株 平成25年 6 月30日現在 3,701,613,271株			
資本剰余金		691,264	680,857
利益剰余金		1,136,523	1,202,417
累積的その他の包括利益		△ 57,395	△ 25,810
計		2,364,885	2,451,957
自己株式(取得価額)		△ 70,514	△ 82,950
自己株式数 平成25年 3 月31日現在 111,602,349株 平成25年 6 月30日現在 120,949,330株			
当社株主資本合計		2,294,371	2,369,007
非支配持分		24,612	25,862
資本合計		2,318,983	2,394,869
負債および資本合計		37,942,439	41,954,813

次の表は四半期連結貸借対照表上の連結変動持分事業体の資産および負債を表しております。連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。詳細は「[四半期連結財務諸表注記] 6 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

	(単位：十億円)	
	前連結会計年度末 (平成25年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成25年 6 月30日)
現金・預金	13	47
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資	695	730
その他の資産	93	87
資産合計	801	864
トレーディング負債	21	18
その他の負債	11	4
借入	458	527
負債合計	490	549

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
収益：			
委託・投信募集手数料		77,367	157,634
投資銀行業務手数料		10,383	25,394
アセットマネジメント業務手数料		33,813	42,381
トレーディング損益	※2,3	84,399	128,409
プライベート・エクイティ投資関連損益		△ 5,387	50
金融収益		103,469	115,325
投資持分証券関連損益		△ 7,061	7,852
その他	※9	142,610	28,225
収益合計		439,593	505,270
金融費用		70,339	73,949
収益合計(金融費用控除後)		369,254	431,321
金融費用以外の費用：			
人件費		124,573	163,205
支払手数料		21,978	29,046
情報・通信関連費用		42,524	48,233
不動産関係費		24,110	19,784
事業促進費用		11,329	7,859
その他	※9	125,074	49,975
金融費用以外の費用計		349,588	318,102
税引前四半期純利益		19,666	113,219
法人所得税等	※14	13,590	46,956
四半期純利益		6,076	66,263
差引：非支配持分に帰属する四半期純利益		4,185	369
当社株主に帰属する四半期純利益		1,891	65,894

		前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
普通株式 1 株当たり：	※11		
基本-			
当社株主に帰属する四半期純利益		0. 51	17. 78
希薄化後-			
当社株主に帰属する四半期純利益		0. 50	17. 24

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(3) 【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
四半期純利益	6,076	66,263
その他の包括利益：		
為替換算調整額(税引後)	△ 17,368	32,973
確定給付年金制度：		
年金債務調整額	3,734	1,556
繰延税額	△ 1,024	△ 532
計	2,710	1,024
トレーディング目的以外の有価証券：		
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	△ 390	△ 3,002
繰延税額	△ 748	641
計	△ 1,138	△ 2,361
その他の包括利益合計	△ 15,796	31,636
四半期包括利益	△ 9,720	97,899
差引：非支配持分に帰属する四半期包括利益	3,586	420
当社株主に帰属する四半期包括利益	△ 13,306	97,479

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(4) 【四半期連結資本勘定変動表】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金		
期首残高	594,493	594,493
四半期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
期首残高	698,771	691,264
自己株式売却損益	△ 515	△ 4,315
新株予約権の付与および行使	△ 9,126	△ 6,092
四半期末残高	689,130	680,857
利益剰余金		
期首残高	1,058,945	1,136,523
当社株主に帰属する四半期純利益	1,891	65,894
四半期末残高	1,060,836	1,202,417
累積的其他の包括利益		
為替換算調整額		
期首残高	△ 110,652	△ 38,875
当期純変動額	△ 17,156	32,343
四半期末残高	△ 127,808	△ 6,532
確定給付年金制度		
期首残高	△ 35,132	△ 28,518
年金債務調整額	2,818	1,024
四半期末残高	△ 32,314	△ 27,494
トレーディング目的以外の有価証券		
期首残高	635	9,998
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	△ 859	△ 1,782
四半期末残高	△ 224	8,216
四半期末残高	△ 160,346	△ 25,810
自己株式		
期首残高	△ 99,819	△ 70,514
取得	△ 1	△ 32,476
売却	0	0
従業員に対する発行株式	15,623	19,373
その他の増減(純額)	△ 193	667
四半期末残高	△ 84,390	△ 82,950
当社株主資本合計		
四半期末残高	2,099,723	2,369,007

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
非支配持分		
期首残高	281,896	24,612
現金配当金	△ 15	—
非支配持分に帰属する四半期純利益	4,185	369
非支配持分に帰属する累積的其他の包括利益	△ 599	51
その他の増減(純額)	3,667	830
四半期末残高	289,134	25,862
資本合計		
四半期末残高	2,388,857	2,394,869

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(5) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月 30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
四半期純利益		6,076	66,263
四半期純利益の営業活動から得た(△営業活動 に使用された)現金(純額)への調整			
減価償却費および償却費		22,851	20,472
投資持分証券関連損益		7,061	△ 7,852
繰延税額		9,681	5,215
営業活動にかかる資産 および負債の増減：			
定期預金		88,826	△ 33,982
取引所預託金および その他の顧客分別金		58,816	△ 50,272
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資		△ 1,327,494	△ 434,781
トレーディング負債		△ 915,724	872,424
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券(純額)		533,669	△ 738,964
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金(純額)		1,437,400	△ 552,350
その他の担保付借入		△ 21,696	35,751
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)		46,034	492,990
支払債務		△ 134,057	752,743
賞与引当金		△ 73,311	△ 70,896
未払法人所得税(純額)		△ 16,037	△ 45,196
その他(純額)		61,780	△ 213,488
営業活動から得た(△営業活動に使用された) 現金(純額)		△ 216,125	98,077

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
建物、土地、器具備品および設備の購入		△ 55,987	△ 65,317
建物、土地、器具備品および設備の売却		19,078	51,787
投資持分証券の購入		△ 70	—
投資持分証券の売却		90	2,235
銀行貸付金の減少(△増加)(純額)		△ 17,450	12,641
トレーディング目的以外の 負債証券の増加(純額)		△ 45,875	△ 164,436
その他投資およびその他資産の 減少(△増加)(純額)		△ 393	84
投資活動に使用された現金(純額)		△ 100,607	△ 163,006
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
長期借入の増加		406,986	583,418
長期借入の減少		△ 515,302	△ 492,504
短期借入の増加(純額)		65,359	230,784
受入銀行預金の増加(純額)		2,975	174,595
自己株式の売却に伴う収入		25	209
自己株式の取得に伴う支払		△ 1	△ 32,476
配当金の支払		△ 7,334	△ 22,285
財務活動から得た(△財務活動に使用された) 現金(純額)		△ 47,292	441,741
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額		△ 12,783	19,867
現金および現金同等物の増加(△減少)額		△ 376,807	396,679
現金および現金同等物の期首残高		1,070,520	805,087
現金および現金同等物の四半期末残高		693,713	1,201,766

		前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
補足開示：			
期中の現金支出額－			
利息の支払額		78,524	61,970
法人所得税等支払額(純額)		19,946	86,937

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

〔四半期連結財務諸表注記〕

1 会計処理の原則：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社(以下「当社」)はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会(以下「米国SEC」)に提出しました。以後当社は、年次報告書である「様式20-F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年1回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、野村(以下、当社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「野村」)の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第95条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき作成されております。

なお、当第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)において野村が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法(以下「日本会計原則」)との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については、日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純利益と比較した影響額を併せて開示しており、米国会計原則に基づいた場合の税引前四半期純利益が上回る場合には、当該影響額の後に「(利益)」と記載し、下回る場合には「(損失)」と記載しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および主たる受益者を特定することにより連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

また、米国会計原則では特定の監査および会計指針が適用される投資会社が定義されており、当該指針の対象となる投資会社における全ての投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は損益で認識されます。日本会計原則では、財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有しているなどの場合においては、当該他の会社を支配していることに該当する要件を満たす場合であっても子会社に該当しないものとして取り扱うことができます。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は損益に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損益と比較した影響額は、6,325百万円(損失)および7,164百万円(利益)であります。

・トレーディング目的以外の負債証券および営業目的以外の投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の有価証券は公正価値で評価され、評価差額は損益に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の有価証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。トレーディング目的以外の負債証券に関し、日本会計原則に基づいた場合の前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ3,143百万円（利益）および6,414百万円（損失）であります。営業目的以外の投資持分証券に関し、日本会計原則に基づいた場合の前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ2,617百万円（損失）および933百万円（利益）であります。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、年金数理上の仮定の変更や仮定と異なる実績から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が回廊額（予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される）を超過している場合に、当該超過部分が従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務と年金資産の公正価値の差額で測定される年金制度の財政状態が資産または負債として計上されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ1,619百万円（利益）および1,746百万円（利益）であります。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益もしくはその他の包括利益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。

・金融資産および金融負債の公正価値

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（公正価値オプション）が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、損益として認識されます。日本会計原則では、このような公正価値オプションは容認されておりません。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損益と比較した影響額は、それぞれ2,179百万円(利益)および3,140百万円(損失)であります。なお、連結財務諸表上公正価値により計上されている市場価格のない株式については、日本会計原則では、減損処理の場合を除き、取得原価で計上されます。

・特定の契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、マスター・ネットリング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、このような相殺処理は容認されておりません。

・新株発行費用

米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。日本会計原則では、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後3年以内の一定期間において均等償却を行うこととされています。

・子会社に対する支配の喪失時の会計処理

米国会計原則では、子会社に対する支配を喪失し、持分法適用の投資先になる場合、従前の子会社に対する残余の投資は、支配喪失日における公正価値で評価され、評価差損益が認識されます。日本会計原則においては、従前の子会社に対する残余の投資は、連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額に、当該会社に対する支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上した投資の修正額のうち売却後持分額を加減した、持分法による投資評価額により評価されます。

会計方針の変更

以下の野村に関連する新しい会計基準は、平成25年6月30日に終了した当第1四半期連結会計期間から適用しております。

資産と負債の相殺についての開示

平成23年12月、米国財務会計基準審議会は編纂書210-20「貸借対照表―相殺」（以下「編纂書210-20」）を改訂するASU第2011-11号「資産と負債の相殺についての開示」（以下「ASU2011-11」）を公表し、また平成25年1月に関連する修正をASU第2013-01号「資産と負債の相殺についての開示範囲の明確化」（以下「ASU2013-01」）にて公表しました。この改訂は企業に相殺する権利およびその権利に関する取り決めについて、それらが財政状態に与える影響あるいは潜在的な影響を財務諸表の利用者が理解できるようにするための開示を要求するものです。

ASU2011-11およびASU2013-01は平成25年1月1日以降に開始する事業年度ならびにその四半期に適用され、提示される比較開示期間すべてに遡及して開示が必要となります。

野村は、ASU2011-11およびASU2013-01を平成25年4月1日より適用しましたが、この改訂はいつ資産と負債が相殺できるかを変更するものではなく、開示を強化するだけのものであるため、この改訂の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。該当する開示内容につきましては「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」および「注記4 担保付取引」をご参照ください。

非償却性無形資産の減損テスト

平成24年7月、米国財務会計基準審議会は編纂書350「無形資産—のれんおよびその他」（以下「編纂書350」）を改訂するASU第2012-02号「非償却性無形資産の減損テスト」（以下「ASU2012-02」）を公表しました。この改訂は企業が編纂書350により要求されている現行の定量的なテストを行う必要があるかどうかの判定について、まず定性的に行う事を許容することにより非償却性無形資産の減損テストを簡略化するものです。もし企業が非償却性無形資産が減損している可能性が高い（50%超）とはいえないと判定する場合には定量的なテストは要求されません。

ASU2012-02は平成24年9月16日以降に開始する事業年度ならびにその四半期に行われる減損テストから適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2012-02を平成25年4月1日より適用しましたが、この改訂は定量的なテストの方法を変更するものではなく、定量的なテストがいつ要求されるかを明確化するだけのものであるため、この改訂の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。

累積的その他の包括利益から再分類される金額の報告

平成25年2月、米国財務会計基準審議会は編纂書220-10「包括利益—全般」を改訂するASU第2013-02号「累積的その他の包括利益から再分類される金額の報告」（以下「ASU2013-02」）を公表しました。この改訂は企業に累積的その他の包括利益から再分類された金額に関して、累積的その他の包括利益の内訳残高や累積的その他の包括利益から再分類された重要な項目を含む、追加的な情報を開示することを要求するものです。

ASU2013-02は累積的その他の包括利益からの再分類に関するASU第2011-05号「包括利益の表示」およびASU第2011-12号「ASU第2011-05号のその他の包括利益から再分類される項目の表記方法の改訂の適用日繰り延べ」の開示規定を無効にするものです。ASU2013-02は平成24年12月16日以降に開始する事業年度ならびにその四半期より将来にわたって適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2013-02を平成25年4月1日より適用しましたが、この改訂は累積的その他の包括利益から再分類する金額の認識のガイダンスを変更するものではなく、累積的その他の包括利益から再分類された金額に関する開示を強化するのみであるため、この改訂の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。

新しい会計基準の進展

将来において適用を予定する、野村に関連する新しい会計基準は以下のとおりです。

為替換算調整額のリリース

平成25年3月、米国財務会計基準審議会は編纂書810-10「連結—全般」（以下「編纂書810-10」）と編纂書830-30「外貨関連事項—財務諸表の換算」（以下「編纂書830-30」）を改訂するASU第2013-05号「連結外国企業内の特定の子会社もしくは資産グループ、または外国企業に対する投資の認識の中止時の為替換算調整額に関する親会社の会計処理」（以下「ASU2013-05」）を公表しました。この改訂は親会社が海外の子会社への投資の全てあるいは一部を売却する、あるいは子会社の支配的財務持分を失う際に、為替換算調整額を収益にリリースするかどうかの決定に、編纂書810-10あるいは編纂書830-30のどちらを適用すべきかについて実務の統一を図るものです。

ASU2013-05は平成25年12月16日以降に開始する事業年度ならびにその四半期より将来にわたって適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2013-05を平成26年4月1日より適用する予定ですが、現在連結財務諸表に与える影響を分析中です。

投資会社会計に関する会計処理の決定

平成25年6月、米国財務会計基準審議会は、編纂書946「金融サービス—投資会社」を改訂するASU第2013-08号「投資会社の範囲、測定、開示に関する規定の修正」（以下「ASU2013-08」）を公表しました。これらの改訂は、非投資会社への支配持分を含めすべての投資を公正価値評価することが求められる投資会社の範囲を変更するものです。ASU2013-08は他の投資会社への非支配持分を持分法ではなく、公正価値で評価すること、また、投資会社が投資先に提供した財務上の支援または提供することが契約上要求される財務上の支援に関する情報を含む、一定の追加開示を要請しています。

ASU2013-08は平成25年12月16日以降に開始する事業年度及び当該事業年度に含まれる最初の四半期より適用され、早期適用は許容されていません。

野村は、ASU2013-08を平成26年4月1日より適用する予定で、現在連結財務諸表に与える影響を分析中です。

2 公正価値測定：

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は当初認識以降の減損の測定など限定的な状況で使用されます。

全ての公正価値は、編纂書820「公正価値評価と開示」（以下「編纂書820」）の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の公正価値は原則、金融商品の会計単位と整合したうえで、個別商品ごとに決定されております。ただし、ポートフォリオ単位で管理される特定の金融商品は、ポートフォリオ単位で公正価値が測定されております。この場合、公正価値は、ネット・ロング・ポジション（純額での金融資産）の譲渡の対価として得られるであろう金額、あるいはネット・ショート・ポジション（純額での金融負債）を移転するのに必要とされるであろう金額に基づいており、測定日において市場参加者がネット・エクスポージャーに対して行う評価と整合しております。

公正価値で測定される金融資産には、特定のファンドへの投資も含まれております。こうしたファンドへの投資は、1株当たり純資産価額が公正価値算定の方法として業界で一般的に使用されている場合には、実務上の簡便的な方法として1株当たり純資産価額で公正価値を測定しております。

資産負債の公正価値の増減は、野村のポジション、パフォーマンス、流動性および資本調達に大きな影響を与えます。後述のとおり、採用している評価手法は元来不確実性を内包しているため、将来の市場動向の正確な影響を予測することはできません。野村は、市場リスクを軽減するために可能な場合には経済的なヘッジ戦略をとっております。ただし、それらのヘッジ戦略も予測することのできない市場の動向の影響を受けます。

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の評価手法

金融商品の公正価値は、市場指数を含む取引所価格、ブローカーやディーラー気配、その時点における市場環境下で当社が出口価格と推測する見積もり価格に基づいております。現物取引と店頭取引を含めた様々な金融商品は、市場で観察可能なビッド価格とオファー価格を有しています。こうした商品は、ビッド価格とオファー価格の間の野村の見積公正価値をもっとも良く表している価格で公正価値評価されます。取引所価格もしくはブローカーやディーラー気配が取得できない場合は、類似する商品の価格や時価評価モデルが公正価値を決定するにあたって考慮されます。

活発な市場の取引価格が取得できる場合、それらの価格で評価された資産もしくは負債の公正価値に調整を加えることはありません。そのほかの商品については、観察可能な指標、観察不能な指標、またはその両方を含んだ時価評価モデルなどの評価手法が用いられます。時価評価モデルは市場参加者が類似する金融商品を評価する際に考慮するであろう指標を用いています。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、未実現および実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。異なる時価評価モデルや基礎となる仮定の使用は、異なる財務上の損益に結びつくことがあります。評価の不確実性は、評価手法やモデルの選定、評価モデルに用いられる数量的な仮定、モデルに用いられるデータや他の要素などといったさまざまな要素に起因します。これらの不確実性を考慮したうえで、評価は調整されます。通常用いられる調整としてはモデル・リザーブ、クレジット・アジャストメント、クローズアウト・アジャストメント、譲渡や売却の制限といった個別の商品特有の調整が含まれます。

評価の調整の程度は概して主観的なものであり、市場参加者が類似する金融商品の公正価値を決定する際に用いるであろうと当社が推測する要素に基づくものです。行われる調整のタイプ、それらの調整の計算方法、計算に用いられるデータなどは、その時々市場慣行や新たな情報の利用可能状況を反映するように定期的に見直されます。

例えば、ある金融商品の公正価値には、野村の資産に関する取引先の信用リスクと負債に関する自社クレジットの両方に関連した信用リスクの調整を含んでおります。金融資産の信用リスクは、担保やネットティング契約などの信用補完により、大幅に軽減されています。相殺後の信用リスクは、実際の取引先の入手可能で適用可能なデータを用いて測定されます。野村の資産に対する取引先の信用リスクを測定するのと同様の手法が、野村の金融負債に対する信用リスクを測定するために用いられています。

こうした時価評価モデルは定期的に市場動向に合わせて調整され、用いられるデータは最新の市場環境とリスクに応じて調整されます。リスク・マネジメント部門内のグローバル・モデル・バリデーション・グループ（以下「MVG」）が、収益責任を負う部門から独立した立場で評価モデルをレビューし、モデルの妥当性や一貫性を評価しております。モデル・レビューにあたっては、評価の適切性や特定の商品の感応度など多くの要素を考慮しております。評価モデルは定期的に観察可能な市場価格との比較、代替可能なモデルとの比較、リスク・プロファイルの分析により市場環境にあわせて調整されています。

上述のとおり、債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、野村の将来の公正価値の見積りに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、客観的な市場データが得にくくなることから、野村の公正価値の見積りはより主観的になる可能性があります。

公正価値の階層

公正価値で測定された全ての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定に当たり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、野村が取引可能な活発な市場における同一の金融商品の未調整の取引価格。

レベル2

活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル3

金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似する金融商品を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積もり、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいております。

市場で観察可能なデータの利用可能性は、商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、有意な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合、市場における類似する商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能で観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定する際の重要な判断には、商品が取引される市場の性質、商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似した商品から観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能ではないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのため、レベル1やレベル2の金融商品に比べて、レベル3の金融商品の評価にはより多くの判断が含まれます。

市場が活発であるかどうかを判断するために、当社が用いる重要な基準は、取引数、市場参加者による価格更新の頻度、市場参加者による取引価格の多様性および公表された情報の量などであります。

次の表は、野村が保有する毎期経常的に公正価値評価される金融商品の平成25年3月31日および平成25年6月30日現在のレベル別の金額を示しています。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (平成25年 3月31日)					
レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	前連結会計 年度末 残高	
資産：					
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	1,008	720	129	—	1,857
プライベート・エクイティ投資 (3)	—	—	87	—	87
日本国債	3,331	—	—	—	3,331
日本地方債・政府系機関債	—	72	0	—	72
外国国債・地方債・政府系機関債	3,574	1,466	91	—	5,131
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	—	1,375	69	—	1,444
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	161	6	—	167
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	2,720	4	—	2,724
不動産担保証券	—	—	68	—	68
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	138	12	—	150
受益証券等	144	45	13	—	202
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資合計	8,057	6,697	479	—	15,233
デリバティブ資産 (5)					
エクイティ・デリバティブ	723	1,058	76	—	1,857
金利デリバティブ	4	21,621	148	—	21,773
信用デリバティブ	0	1,706	133	—	1,839
為替取引	—	2,094	11	—	2,105
商品デリバティブ	1	0	0	—	1
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 25,684	△ 25,684
デリバティブ資産合計	728	26,479	368	△ 25,684	1,891
小計	8,785	33,176	847	△ 25,684	17,124
貸付金および受取債権 (6)					
担保付契約 (7)	—	521	3	—	524
その他の資産	—	998	—	—	998
トレーディング目的以外の負債証券	409	508	4	—	921
その他 (3)	172	15	60	—	247
合計	9,366	35,218	914	△ 25,684	19,814
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	922	87	0	—	1,009
日本国債	2,151	—	—	—	2,151
日本地方債・政府系機関債	—	0	—	—	0
外国国債・地方債・政府系機関債	2,627	477	—	—	3,104
銀行および事業会社の負債証券	—	288	0	—	288
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	1	—	—	1
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	1	—	—	1
受益証券等	40	12	—	—	52
トレーディング負債合計	5,740	866	0	—	6,606
デリバティブ負債 (5)					
エクイティ・デリバティブ	827	1,118	71	—	2,016
金利デリバティブ	2	21,312	202	—	21,516
信用デリバティブ	0	1,871	108	—	1,979
為替取引	0	1,994	14	—	2,008
商品デリバティブ	1	1	0	—	2
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 25,636	△ 25,636
デリバティブ負債合計	830	26,296	395	△ 25,636	1,885
小計	6,570	27,162	395	△ 25,636	8,491
短期借入 (8)					
支払債務および受入預金 (9)	—	73	4	—	77
担保付調達 (7)	—	0	1	—	1
長期借入 (8) (10) (11)	—	265	—	—	265
その他の負債 (12)	114	1,263	222	—	1,599
合計	39	11	0	—	50
合計	6,723	28,774	622	△ 25,636	10,483

(単位：十億円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)					
レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	当第1四半 期連結会計 期間末 残高	
資産：					
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	1,315	737	128	—	2,180
プライベート・エクイティ投資 (3)	—	—	88	—	88
日本国債	3,689	—	—	—	3,689
日本地方債・政府系機関債	—	119	0	—	119
外国国債・地方債・政府系機関債	4,072	1,257	38	—	5,367
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	—	1,395	78	—	1,473
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	155	7	—	162
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	2,215	3	—	2,218
不動産担保証券	—	43	66	—	109
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	134	16	—	150
受益証券等	144	35	14	—	193
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資合計	9,220	6,090	438	—	15,748
デリバティブ資産 (5)					
エクイティ・デリバティブ	958	1,256	87	—	2,301
金利デリバティブ	14	19,760	137	—	19,911
信用デリバティブ	0	1,734	96	—	1,830
為替取引	4	2,894	13	—	2,911
商品デリバティブ	2	1	0	—	3
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 24,508	△ 24,508
デリバティブ資産合計	978	25,645	333	△ 24,508	2,448
小計	10,198	31,735	771	△ 24,508	18,196
貸付金および受取債権 (6)					
担保付契約 (7)	—	235	3	—	238
その他の資産	—	1,189	—	—	1,189
トレーディング目的以外の負債証券	513	558	4	—	1,075
その他 (3)	231	7	59	—	297
合計	10,942	33,724	837	△ 24,508	20,995
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	753	102	0	—	855
日本国債	2,261	—	—	—	2,261
外国国債・地方債・政府系機関債	3,418	453	—	—	3,871
銀行および事業会社の負債証券	—	334	0	—	334
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	4	—	—	4
受益証券等	62	1	—	—	63
トレーディング負債合計	6,494	894	0	—	7,388
デリバティブ負債 (5)					
エクイティ・デリバティブ	1,056	1,283	75	—	2,414
金利デリバティブ	14	19,578	189	—	19,781
信用デリバティブ	0	1,947	61	—	2,008
為替取引	4	2,727	11	—	2,742
商品デリバティブ	4	1	0	—	5
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 24,667	△ 24,667
デリバティブ負債合計	1,078	25,536	336	△ 24,667	2,283
小計	7,572	26,430	336	△ 24,667	9,671
短期借入 (8)					
支払債務および受入預金 (9)	—	64	1	—	65
担保付調達 (7)	—	0	1	—	1
長期借入 (8)(10)(11)	—	404	—	—	404
その他の負債 (12)	123	1,290	204	—	1,617
合計	89	3	—	—	92
合計	7,784	28,191	542	△ 24,667	11,850

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 公正価値が実務上の簡便法として1株当たり純資産価額で計算された事業体への投資を含んでおります。
- (3) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) ローン担保証券(CLO)、資産担保証券(ABS) (クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等)を含みます。
- (5) デリバティブ資産および負債の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップの他、債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (6) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (7) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (8) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (9) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (10) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (11) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (12) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

主要な金融商品の評価手法

金融商品の公正価値評価額の推定に当たり、野村が用いた主要な金融商品種別毎の評価手法、および公正価値階層帰属先決定にあたって有意となったデータは、以下のとおりです。

エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券：エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券は、上場・非上場のエクイティ証券およびファンド投資を含みます。上場エクイティ証券は、取引の活発な市場における同一証券の取引価格が利用可能であれば、それを用いて評価されます。そのような評価は市場慣行に即していなければならず、そのため適用できる場合はビッド価格・オファー価格もしくは仲値に基づきます。野村は、証券取引の数量および取引頻度によって、取引の活発な市場であるかどうかを判断しております。これら証券がレベル1の階層に分類される場合、公正価値の調整は行われません。取引の活発ではない市場で取引されている上場エクイティ証券も同様に取引所価格にて評価され、通常レベル2に分類されます。非常に稀ながら実務上、取引の活発ではない市場で取引されている取引所価格が適切な公正価値を示していないと考えられる場合、取引所価格にディスカウントや流動性アジャストメントを反映させることがあります。こうした調整の有無は個別銘柄毎に判断されており、野村の当該銘柄の保有数量は判断の材料とはなっておりません。取引が活発ではない市場で取引される上場エクイティ証券に対するこうした調整について、平成25年3月31日現在および平成25年6月30日現在に認識している金額はありません。非上場エクイティ証券は後述のプライベート・エクイティ投資と同様の評価手法を用いて評価され、利回りや流動性ディスカウントのような有意な評価データが観察不能であるため、通常レベル3に分類されます。ファンド投資については、実務上の簡便法として、1株当たり純資産価額が取得可能な場合は通常それを用いて評価されます。日々公表される1株当たり純資産価額を用いて評価されている上場投資信託はレベル1に分類されています。野村が運用会社に対し貸借対照表日当日あるいは相当の期間内で1株当たり純資産価額にて解約可能なファンド投資はレベル2に分類されています。野村が相当の期間内で解約することができない場合、あるいはいつ解約が可能か不明な場合は、レベル3に分類されます。不動産ファンドへのエクイティ投資の評価手法には財務成績を算るために純営業収益を使用する直接還元法(Direct Capitalization Method(以下「DCM」))を用いており、参照する不動産の属性に応じた還元利回りを適用いたします。DCMを評価に用いるエクイティ投資は、評

価する不動産ファンドが保有する不動産ないしは類似した不動産に対する観察可能な還元利回りが通常入手できないため、一般的にレベル3に分類されます。

プライベート・エクイティ投資：非上場プライベート・エクイティへの投資は元来価格の透明性がない、ないしは低いため、こうした投資の評価には当社独自の重要な判断が求められます。プライベート・エクイティ投資は当初は公正価値であると見積もられた取得価額で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかな場合には、帳簿価額は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される出口価格が帳簿価額と異なると判断された場合は、帳簿価額を調整することがあります。こうした決定に際しては主に、割引現在価値法(Discounted Cash Flow(以下「DCF」))またはマルチプル法を使用します。DCF法とは適切な成長率に基づいて調整した投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを、加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital(以下「WACC」))により割り引く内部評価モデルになります。マルチプル法とはEV/EBITDA、株価収益率、株価純資産倍率、株価潜在価値比率、投資先の財務諸表数値と比較対象となる他社の株価の関係から導かれるその他の評価倍率などの比較数値を用いた評価手法になります。また、投資先特有の属性を反映させるためDCF法ないしはマルチプル法に対して流動性ディスカウントを考慮することがあります。可能な場合にはこうした評価は、投資先の営業キャッシュ・フローおよび財務業績ないしは予算または見積もりに関連する資産、類似の公開企業の株価や利益数値、業種または地域内の傾向およびその投資に関連する特定の権利または条件(例えば転換条項や残余財産分配優先権)と比較されます。プライベート・エクイティ投資は、前述した評価データの多くが観察不能あるいは不確実性が高いため、通常レベル3に分類されます。

国債、地方債ならびに政府系機関債：日本を含むG7の政府が発行する国債は取引所価格、執行可能なブローカーやディーラー気配、あるいはこれらに代替し得る価格情報を用いて評価されています。これらの証券は活発な取引のある市場にて取引されており、したがって公正価値階層においてはレベル1に分類されています。G7以外の政府が発行する国債、政府系機関債および地方債についてはG7国債同様の価格情報を用いて評価されていますが、これらの債券は取引の活発ではない市場で取引されているため、通常レベル2に分類されています。一部のG7以外の政府が発行する証券については、活発な取引のある市場にて取引されているため、レベル1に分類されることもあります。一部の証券については、取引が頻繁に行われず、比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な価格情報が得られないため、レベル3に分類されることがあります。これらの証券は発行体のクレジット・スプレッドなどの有意な観察不能データを含むDCF法によって評価されます。

銀行および事業会社の負債証券：銀行および事業会社の負債証券の公正価値は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されています。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されています。DCF法に用いられる有意な評価データは、利回り曲線、アセット・スワップ・スプレッド、回収率、発行体のクレジット・スプレッドなどです。銀行および事業会社の負債証券は通常こうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部の銀行および事業会社の負債証券については、取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないこと、ないしはDCF法に使用される発行体のクレジット・スプレッドが観察不能であることから、レベル3に分類されることがあります。

商業不動産ローン担保証券(CMBS)および住宅不動産ローン担保証券(RMBS)：CMBSおよびRMBSの公正価値は、主と

してDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率などであります。CMBSおよびRMBSは通常こうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部のCMBSおよびRMBSについては取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないこと、ないしはDCF法に使用される一つ以上の評価データが観察不能であることから、レベル3に分類されることがあります。

不動産担保証券：不動産担保証券の公正価値評価はブローカーやディーラー気配、直近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して推定されています。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。有意なデータが全て観察可能である場合、当該証券はレベル2に分類されます。一部の証券は直接的な価格のソースや比較可能な証券や指標が利用できません。そのような証券は、DCF法やDCMを用いて評価されており、評価には利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率、還元利回りなどの有意な観察不能データが含まれるため、レベル3に分類されます。

債務担保証券(CDO)等：CDO等は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラーの気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、信用格付毎の市場スプレッド、期中償還率、デフォルト確率および損失率などであります。CDO等はこうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部のCDO等についてはDCF法に使用される一つ以上の有意な評価データが観察不能であるため、レベル3に分類されることがあります。

受益証券等：受益証券は通常1株当たり純資産価額を用いて評価されます。日々公表されている1株当たり純資産価額で評価されている上場投資信託はレベル1として分類されています。非上場投資信託について、野村が投信運用会社に対し貸借対照表日現在の1株当たり純資産価額で当日あるいは相当の期間内に解約し得る場合、その投信はレベル2として分類されます。野村が相当の期間内に解約できないあるいはいつ解約が可能か不明な場合は、レベル3に分類されます。受益証券等に計上される特定の投資の公正価値はDCF法を用いて決定されております。こうした投資は、発行体のクレジット・スプレッドや相関係数のような有意な観察不能データで評価されているため、レベル3に分類されます。

デリバティブ(エクイティ・デリバティブ)：野村はインデックス・オプション、エクイティ・オプション、エクイティ・バスケット・オプション、インデックス・スワップ、エクイティ・スワップ等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場デリバティブの公正価値は、通常未調整の取引所価格を用いて評価されております。こうしたデリバティブは通常取引が活発な市場で取引されており、従って公正価値階層ではレベル1に分類されております。時差により上場デリバティブが取引所価格により評価されない場合は、レベル2に分類されております。店頭デリバティブの公正価値はブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション

ョン等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データにはエクイティ価格、配当利回り、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは全ての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の長期デリバティブ、エキゾチック・デリバティブについて配当利回り、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（金利デリバティブ）：野村は金利スワップ、為替スワップ、金利オプション、金利先渡契約、スワップション、キャップ取引、フロア取引等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場デリバティブの公正価値は、通常未調整の取引所価格を用いて評価されております。こうしたデリバティブは取引が活発な市場で取引されており、従って公正価値階層ではレベル1に分類されております。時差により上場デリバティブが取引所価格により評価されない場合はレベル2に分類されております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは全ての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の長期デリバティブ、エキゾチック・デリバティブについて先物為替、金利、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（信用デリバティブ）：野村は特定の相手先、指数、複数の相手先を参照するクレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・オプション等の店頭デリバティブを取引しております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、クレジット・スプレッド、回収率、デフォルト確率、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは全ての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の長期デリバティブ、エキゾチック・デリバティブについてクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（為替取引）：野村は為替先物、通貨オプション等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場デリバティブの公正価値は、通常未調整の取引所価格を用いて評価されております。こうしたデリバティブは取引が活発な市場で取引されており、従って公正価値階層ではレベル1に分類されております。時差により上場デリバティブが取引所価格により評価されない場合はレベル2に分類されております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、直物為替、ボラティリティが含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクな

らびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは全ての有意な評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の長期デリバティブについて先物為替、ボラティリティなどの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（商品デリバティブ）：野村はコモディティ・スワップ、商品先物、コモディティ・オプション等の店頭デリバティブを取引しております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには商品価格、金利、ボラティリティ、相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは通常こうした評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。

貸付金：トレーディング資産として、あるいは公正価値オプションの適用により公正価値で計上されている貸付金は通常は取引価格が利用できないため、主にDCF法により評価されております。評価データには銀行および事業会社の負債証券と同様のデータが用いられております。貸付金は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部の貸付金については取引が散発的であり、当該貸付金と比較可能な負債証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないため、もしくはDCF法に使用する発行体のクレジット・スプレッドが有意かつ観察不能であるため、レベル3に分類されます。

担保付契約および担保付調達：公正価値で計上されている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は公正価値オプションを適用しており、主にDCF法で評価されています。評価データには金利、GC取引やSC取引の貸借料を含みます。売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。

トレーディング目的以外の負債証券：トレーディング業務を行わない当社の子会社が保有する負債証券は、前述した国債、地方債ならびに政府系機関債および銀行および事業会社の負債証券と同様の評価手法で公正価値評価され、公正価値階層に分類されます。

短期および長期借入（仕組債）：仕組債とは野村および連結変動持分事業体によって発行された負債証券で、投資家に対し単純な固定あるいは変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴が組み込まれたものを指します。仕組債の公正価値は、活発な取引のある市場における当該債務の取引価格があればそれを用いて評価され、それがない場合は同等債務が資産として取引された場合における取引価格、類似債務の取引価格、類似債務が資産として取引された場合における取引価格、仕組債に組み込まれた特徴に応じたDCF法とオプションモデルによる内部評価モデル等を組み合わせた評価手法により評価されております。内部評価モデルを使用する場合、野村は負債証券部分と組込デリバティブ部分の両方の公正価値を評価しております。仕組債のうち、負債証券部分の公正価値を評価するための有意な評価データには利回り、期中償還率が含まれます。組込デリバティブ部分の公正価値を評価するための評価データには前述した店頭デリバティブと同様のデータが用いられております。仕組債の公正価値には野村の信用リスクを反映するための調整が含まれており、平成25年3月期末の残高は80億円、当第1四半期連結会計期間末の残高は110億円です。この調整は直近の観察可能な流通市場における売買や野村の負債証券を含む執行

可能な水準のブローカー気配に基づいて行われており、一般的にはレベル2として分類されております。仕組債は通常評価データと調整が観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。組込デリバティブの公正価値を評価する際に用いられるボラティリティおよび相関係数といった観察不能なデータが有意な場合は、レベル3に分類されます。

長期借入(担保付金融取引)：担保付金融取引は、金融資産移転取引が編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。これらの債務は、連結貸借対照表上に残存する移転された金融資産に適用された評価手法と同様の手法を用いて評価されます。したがって公正価値評価階層も、当該資産と同じレベルに分類されます。野村はこれらの債務に対して一般的な遡及義務を負わないことから、評価にあたっては野村の信用リスクを反映する調整は行いません。

評価プロセス

野村では、公正価値の階層内でレベル3に分類される金融商品を含む、連結財務諸表上に計上される金融商品のあらゆる公正価値測定の適正性を確保するため、金融商品のリスクを負うトレーディング部門から独立した組織として、公正価値測定の裁定または検証を行うための管理機能および支援機能を有するガバナンス・フレームワークを運営しております。評価方針および手続の定義、実行、管理に対して直接責任を有する野村内の部署は、以下のとおりです。

・財務部門内のプロダクト・コントロール・バリュエーション・グループ(以下「PCVG」)が、一義的には公正価値測定の決定に関して、評価方針および手続の決定、履行について責任を有しております。特に当該グループが、米国会計原則に基づき、各タイプ別の金融商品に対する評価方針の文書化を担当しております。トレーディング業務の中でマーケットメーカーやディーラー等のトレーディング部門が当社の金融商品の価格を付ける責任を負う一方で、PCVGは独立した立場でその価格の検証および認証を行う責任を負います。意見の相違が生じた場合や公正価値の見積もりに判断が必要な場合には、連結財務諸表に計上される公正価値は、トレーディング部門から独立したシニア・マネジメントによって評価されます。PCVGはプロダクト・コントロールのグローバルヘッド、そして最終的に財務統括責任者(以下「CFO」)に報告を行います。

・財務部門内のアカウンティング・ポリシー・グループ(以下「APG」)は、公正価値の決定に関連した編纂書820およびその他の関連する意見書を含めた米国会計原則に基づいて、野村の会計方針および手続を定めております。APGはアカウンティング・ポリシーのグローバルヘッド、そして最終的にCFOに報告を行います。

・リスク・マネジメント部門内のMVGは、公正価値測定を行うモデルの設計や開発を行う部署とは独立した立場で、当該モデルの適正性および一貫性を確認しております。MVGはマーケット・アンド・クオンティティティヴ・リスクのグローバルヘッドに報告を行います。

特にレベル3を中心とした金融商品に対する野村の評価プロセスにおいては、独立した価格評価の検証、プライシング・モデルの認証および収益の検証における手続が基本的なガバナンス・フレームワークの構成要素となります。

独立した価格評価の検証プロセス

独立した価格評価の検証プロセス(Independent Price Verification Processes(以下「IPVプロセス」))における主要な目的は、野村のすべての金融商品に適用されている公正価値測定 of 適正性を検証することです。このプロセスでは、可能な限り観察可能なデータを用いており、観察不能なデータを必要とする場合には、適用する評価手法およびデータの適正性、合理性、整合性の確保を行っております。

IPVプロセスは、定期的に外部の水準に対するすべてのポジションの公正価値を検証しようとするものです。このプロセスには、取引状況、指標、価格などのデータを内部および外部のデータソースから取得し、ポジションを外部価格に置き換えた場合の影響を調査することを含みます。また、担保の受渡しプロセスにおいて、取引の評価に差異があり、担保金額の公正価値評価に差異がある場合、適正な公正価値を確定するためにその差異を調査いたします。

ブローカー、ディーラーあるいはコンセンサス・プライシング・サービスに基づいた外部の価格情報をIPVプロセスの一部として使用する場合、その情報が直近の市場の実勢取引を反映しているか、またはその価格で商品自体ないし類似の金融商品の取引の執行が現在可能かについて検討を行います。そのような取引や価格の情報がいない場合、当該金融商品は通常レベル3に分類されます。

観察可能な市場情報が公正価値測定のためのデータの中に欠如している場合、PCVGおよびMVGは比較可能な商品、サーフェス、カーブおよび過去の取引を含めた利用可能な情報を考慮し、データの妥当性を評価します。追加調整は、相関係数等のデータが不確実な場合、もしくはトレーディング・デスクが市場水準の確認のため取引を行った場合などに行われます。

評価モデルのレビューおよび認証

公正価値測定を検証するためには、より複合的な金融商品のプライシング・モデルが使用されます。MVGは多様なパラメータの組合せを考慮した推計モデルのレビューを含め、モデル承認プロセスを独立した立場で行っております。当該プロセスにおいて考慮される事項は次のとおりです。

- ・評価モデルの領域（異なる金融商品にも一貫した評価方法が適用されます）
- ・数学的かつ金融的な仮定
- ・バウンダリーとスタビリティ・テスト、ニュメリカル・コンバージェンスおよびカリブレーション・クオリティとスタビリティに従った全部もしくは一部の独立したベンチマークの開発
- ・野村のトレーディングおよびリスクシステム内の評価モデルの統合
- ・リスク数値の計算およびリスクレポート
- ・評価モデルの適用、ヘッジ戦略

新しい評価モデルはMVGによってレビューおよび承認されます。その後のレビューの頻度は一般的に、市場環境を踏まえ、モデル・リスク・レーティングおよびモデルの使用の重要性により決定されます。

収益の検証

プロダクト・コントロール機能は、純収益の日次および定期的な分析・レビューを通じて、野村の評価方針の堅持を行っております。このプロセスには金利、クレジット・スプレッド、ボラティリティ、為替レートなど参照商品を踏まえた要因分析を通じて、収益金額の検証を行うことを含んでおります。IPVプロセスとあわせて行われる日次、週次、月次および四半期毎に実行される収益検証のためのレビューは、記帳、価値評価もしくはリスク計測の潜在的な問題の特定と解決に結びついております。

レベル3金融商品

前述のとおり、レベル3金融商品の評価は、市場で観察できない特定の有意なデータに基づいております。活発でない市場は、金融商品の取引量が少ない、価格の見積もりが最新でない、価格の見積もりが時間の経過やマーケットメーカーにより大幅に変わる、執行可能ではないブローカー気配もしくは情報の公共性がほとんどないという共通する特性を持ちます。

仮にレベル3金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関の度合いは、観察不能なデータとしてみなされます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使われるその他の手法では、特定の市場参加者間のコンセンサス・プライス・データ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、市場参加者が類似する商品の評価に使用すると野村が想定するその他の情報を考慮します。

レベル3金融商品の評価のために適当かつ代替可能なデータの仮定を使用した場合、公正価値の決定に重要な影響を与えます。最終的には、前述のデータの仮定に関する不確実性は、レベル3金融商品の公正価値が主観的な見積もりであることを示します。それぞれの金融商品における特定の評価は、野村の定めている評価方針および手続に沿った、一般的な市場環境下の経営判断に基づきます。

有意な観察不能なデータおよび仮定に関する定量的情報

次の表は、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末現在のレベル3金融商品に使用される有意な観察不能なデータおよび仮定に関する情報を示しております。レベル3金融商品は、一般的に公正価値階層のレベル1ないしはレベル2に使用される観察可能な評価データも含んでおりますが、これらの評価データは表に含まれておりません。また、レベル3金融商品は多くの場合、レベル1ないしはレベル2に分類される金融商品によってヘッジされております。

前連結会計年度末 (平成25年3月31日)					
金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)
資産：					
トレーディング資産および プライベート・エクイティ 投資					
エクイティ	129	DCF	利回り	7.6 %	7.6 %
			流動性ディスカウント	25.0 - 38.0 %	35.4 %
プライベート・エクイティ 投資	87	DCM	還元利回り	5.2 - 6.7 %	6.3 %
		DCF	WACC	6.8 %	6.8 %
			成長率	0.0 %	0.0 %
			流動性ディスカウント	25.0 %	25.0 %
		マルチプル	EV/EBITDA	3.7 - 11.3 倍	11.0 倍
			株価収益率	7.7 倍	7.7 倍
			株価純資産倍率	0.4 倍	0.4 倍
			株価潜在価値比率	0.4 倍	0.4 倍
			流動性ディスカウント	0.0 - 33.0 %	25.8 %
外国国債・地方債・ 政府系機関債	91	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 6.5 %	0.7 %
銀行および事業会社の負債 証券・売買目的の貸付金	69	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 24.2 %	2.6 %
			回収率	0.1 - 36.4 %	28.1 %
商業用不動産ローン担保証 券 (CMBS)	6	DCF	利回り	0.0 - 25.0 %	8.0 %
			デフォルト確率	100.0 %	100.0 %
			損失率	0.0 - 80.0 %	0.3 %
住宅用不動産ローン担保証 券 (RMBS)	4	DCF	利回り	0.0 - 40.0 %	3.3 %
			期中償還率	0.0 - 8.2 %	4.5 %
			デフォルト確率	0.3 - 17.0 %	14.7 %
			損失率	22.0 - 90.0 %	64.2 %
不動産担保証券	68	DCF	利回り	1.8 - 15.0 %	1.9 %
			デフォルト確率	24.0 - 65.0 %	42.6 %
			損失率	80.0 - 100.0 %	88.0 %
		DCM	還元利回り	6.8 %	6.8 %
債務担保証券 (CDO) 等	12	DCF	利回り	0.0 - 58.6 %	17.1 %
			期中償還率	0.0 - 15.0 %	13.8 %
			デフォルト確率	2.0 - 5.0 %	2.1 %
			損失率	30.0 - 75.0 %	45.6 %
受益証券等	13	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 6.5 %	0.6 %
			相関係数	0.50 - 0.70	0.60

前連結会計年度末 (平成25年3月31日)					
金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)
デリバティブ(純額)：					
エクイティ・デリバティブ	5	オプション・モデル	配当利回り ボラティリティ 相関係数	0.0 - 11.0 % 5.7 - 92.4 % △ 0.77 - 0.99	— — —
金利デリバティブ	△ 54	DCF/ オプション・モデル オプション・モデル	先物為替 金利 ボラティリティ 相関係数	62.9 - 121.7 0.6 - 4.2 % 13.5 - 118.1 % △ 0.70 - 0.99	— — — —
信用デリバティブ	25	DCF/ オプション・モデル オプション・モデル	クレジット・スプレッド 回収率 ボラティリティ 相関係数	0.0 - 7.5 % 15.0 - 40.0 % 10.0 - 70.0 % 0.33 - 0.90	— — — —
為替取引	△ 3	オプション・モデル DCF	ボラティリティ 先物為替	1.4 - 20.7 % 2.7 - 12,484.0	— —
貸付金および受取債権	3	DCF	クレジット・スプレッド	3.0 %	3.0 %
その他の資産 トレーディング目的以外の 負債証券	4	DCF	クレジット・スプレッド	0.2 - 2.5 %	1.7 %
その他 (3)	60	DCF	WACC 成長率 金利 流動性ディスカウント	6.8 - 6.8 % 0.0 - 1.0 % 7.6 % 0.0 - 30.0 %	6.8 % 0.9 % 7.6 % 8.0 %
		マルチプル	EV/EBITDA 株価収益率 株価純資産倍率 流動性ディスカウント	6.9 - 12.5 倍 7.7 - 44.4 倍 0.0 - 5.6 倍 25.0 - 30.0 %	9.9 倍 25.8 倍 1.7 倍 29.8 %
負債：					
長期借入	222	DCF	ボラティリティ 相関係数	13.5 - 118.1 % △ 0.77 - 0.99	— —

当第1四半期連結会計期間末
(平成25年6月30日)

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)
資産：					
トレーディング資産および プライベート・エクイティ 投資					
エクイティ	128	DCF	利回り	7.6 %	7.6 %
			流動性ディスカウント	25.0 - 38.0 %	35.7 %
プライベート・エクイティ 投資	88	DCM	還元利回り	5.9 - 6.7 %	6.4 %
		DCF	WACC	6.7 %	6.7 %
			成長率	0.0 %	0.0 %
			流動性ディスカウント	25.0 %	25.0 %
		マルチプル	EV/EBITDA	3.7 - 12.3 倍	11.8 倍
			株価収益率	7.7 倍	7.7 倍
			株価純資産倍率	0.4 倍	0.4 倍
			株価潜在価値比率	0.5 倍	0.5 倍
			流動性ディスカウント	0.0 - 33.0%	25.8 %
外国国債・地方債・ 政府系機関債	38	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 6.3 %	0.5 %
銀行および事業会社の負債 証券・売買目的の貸付金	78	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 24.1 %	5.0 %
			回収率	0.1 - 36.4 %	26.7 %
商業用不動産ローン担保証 券 (CMBS)	7	DCF	利回り	0.5 - 22.6 %	18.4 %
			損失率	0.0 - 90.6 %	10.6 %
住宅用不動産ローン担保証 券 (RMBS)	3	DCF	利回り	0.4 - 11.5 %	3.3 %
			期中償還率	2.0 - 8.0 %	5.2 %
			デフォルト確率	0.5 %	0.5 %
			損失率	21.9 - 87.2 %	43.8 %
不動産担保証券	66	DCF	利回り	1.5 - 15.0 %	1.6 %
			デフォルト確率	33.0 - 65.0 %	51.8 %
			損失率	80.0 - 100.0 %	91.7 %
債務担保証券 (CDO) 等	16	DCF	還元利回り	6.4 %	6.4 %
			利回り	5.5 - 61.4 %	14.9 %
			期中償還率	0.0 - 15.0 %	12.5 %
			デフォルト確率	2.0 - 20.0 %	10.5 %
			損失率	45.0 - 65.0 %	52.0 %
受益証券等	14	DCF	クレジット・スプレッド	0.1 - 5.0 %	0.4 %
			相関係数	0.50 - 0.71	0.61

当第1四半期連結会計期間末
(平成25年6月30日)

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)
デリバティブ(純額)：					
エクイティ・デリバティブ	12	オプション・モデル	配当利回り	0.0 - 9.6 %	—
			ボラティリティ	5.7 - 63.5 %	—
			相関係数	△ 0.93 - 0.94	—
金利デリバティブ	△ 52	DCF/ オプション・モデル	金利	0.8 - 4.3 %	—
		オプション・モデル	ボラティリティ	11.4 - 31.2 %	—
		相関係数	△ 0.78 - 0.99	—	
信用デリバティブ	35	DCF/ オプション・モデル	クレジット・スプレッド	0.0 - 4.4 %	—
		オプション・モデル	回収率	15.0 - 80.0 %	—
		オプション・モデル	ボラティリティ	10.0 - 70.0 %	—
		相関係数	0.34 - 0.92	—	
為替取引	2	オプション・モデル	ボラティリティ	1.3 - 23.3 %	—
貸付金および受取債権	3	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 13.9 %	8.3 %
その他の資産					
トレーディング目的以外の 負債証券	4	DCF	クレジット・スプレッド	0.2 - 2.5 %	1.2 %
その他 (3)	59	DCF	WACC	6.7 - 7.4 %	7.3 %
			成長率	0.0 - 1.0 %	0.9 %
			金利	7.6 %	7.6 %
			流動性ディスカウント	0.0 - 30.0 %	8.5 %
		マルチプル	EV/EBITDA	3.6 - 15.6 倍	7.3 倍
			株価収益率	7.7 - 60.1 倍	23.9 倍
			株価純資産倍率	0.0 - 5.6 倍	1.6 倍
			流動性ディスカウント	25.0 - 30.0 %	29.8 %
負債：					
長期借入	204	DCF	ボラティリティ	11.4 - 63.5 %	—
			相関係数	△ 0.78 - 0.94	—

- (1) データ範囲はパーセント、係数、倍の単位で示しており、各金融商品を公正価値評価する有意な観察不能の評価データの最大値および最小値を表しております。データ範囲が広範である事は必ずしも評価データの不確実性や主観性を示すものではなく、性質の異なる金融商品を含んでいることによるものであります。
- (2) 現物取引の金融商品の加重平均数値は、各金融商品の公正価値毎に各評価データを加重平均したものであります。
- (3) その他の資産に含まれる投資持分証券の評価手法および観察不能データを表しております。

有意な観察不能のデータ範囲に関する定性的情報

デリバティブ（エクイティ・デリバティブ）：有意な観察不能のデータは配当利回り、ボラティリティおよび相関係数です。配当利回りは、収益が欠如している、または会社が成長ステージにある間は配当を行わない方針などの理由により、配当を行わず配当利回りがゼロとなる企業を含む一方で、投資家に資金を還元するために多額の配当を支払う企業を含むためにデータの範囲は変動します。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短いエクイティ・デリバティブの方がボラティリティが高いために、データの範囲は広範になります。相関係数はあるデータと他のデータの関連性（以下「ペア」）を表しており、正の値にも負の値にもなり得ます。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。

デリバティブ（金利デリバティブ）：有意な観察不能のデータは先物為替、金利、ボラティリティおよび相関係数です。先物為替は、主に対円貨の長期の為替レートが通貨によって異なるため、データの範囲が広範となります。金利は、国や通貨により金利水準は異なっており、絶対的水準が極めて低い国がある一方で、水準が相対的に低くなっている国があるためにデータ範囲に幅が生じます。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い金利デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で動きます。ボラティリティを除き、データの大部分は範囲の上限からは離れており、その他の有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

デリバティブ（信用デリバティブ）：有意な観察不能のデータはクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数です。クレジット・スプレッドは、デフォルトの危険性がほとんどない参照資産の場合はデータの範囲の下限に、デフォルトの危険性がより高い参照資産の場合はデータの範囲の上限になりますが、相対的にデータの範囲は限られております。回収率は、シニアのエクスポージャーの方が劣後エクスポージャーよりも回収率が高くなるため、主に参照資産の優先順位によってデータの範囲は変動します。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い信用デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、一般的にクレジット・スプレッドは同一方向に動くため、データの範囲は正の値となります。動きと相関係数は密接に関係しており、強い正の相関係数は、関係が弱くなる場合下落します。ボラティリティを除き、データの大部分は範囲の上限からは離れており、その他の有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

デリバティブ（為替取引）：有意な観察不能のデータは、ボラティリティおよび先物為替です。ボラティリティは、米ドルに対し狭い範囲で取引される通貨の場合はデータの範囲の下限に近くなり、相対的に低くなります。先物為替は、主に米ドルに対する他通貨の長期の為替レートが要因となり、データの範囲が広範となります。全ての有意な観察不能のデータは、当該範囲の中に偏りなく分布しています。

長期借入：ボラティリティは、一般的に満期までの期日が短い金融商品のボラティリティの方が期日が長い金融商品のボラティリティより高くなるため、データの範囲は広範になります。相関係数は、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。ボラティリティを除き、データの大部分は範囲の上限からは離れており、その他の有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

観察不能なデータの変動に対する公正価値の感応度

野村が使用する有意な観察不能のデータおよび仮定の変動は、上記の表で記載されているそれぞれの分類の金融商品に対する公正価値測定に決定に影響を与えます。観察不能なデータの変動や連動するデータの変動に対するレベル3金融商品の公正価値測定の感応度は次のとおりです。

・エクイティ、プライベート・エクイティ投資、その他の資産に含まれる投資持分証券：公正価値の決定にDCF法を用いている場合、利回り、クレジット・スプレッドあるいは流動性ディスカウントの著しい上昇（もしくは低下）は、それぞれ公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。逆に、営業利益率あるいは成長率の著しい上昇（もしくは低下）は、結果として対応する公正価値評価を著しく増加（あるいは減少）させます。この測定の間に相互関係はほとんどありません。公正価値の決定にマルチプル法を使用している場合、株価収益率、EV/EBITDA、株価純資産倍率、株価潜在価値比率等の関連する指標の著しい上昇（もしくは低下）は、それぞれ公正価値評価を著しく増加（もしくは減少）させます。逆に、流動性ディスカウントの著しい増加（もしくは減少）は公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。収益水準が一定とした場合、一般的にマルチプル法に対する仮定の変動は、公正価値の変動に対して同方向の影響を与えます。DCMを使用している場合、還元利回りの著しい上昇（もしくは低下）は、公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。

・日本地方債・政府系機関債、外国国債・地方債・政府系機関債、銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金、貸付金および受取債権、トレーディング目的以外の負債証券：DCF法を使用している場合、クレジット・スプレッドの著しい増加（もしくは減少）は公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。一方で、回収率の著しい上昇（もしくは低下）は公正価値評価を著しく増加（もしくは減少）させます。

・商業用不動産ローン担保証券（CMBS）、住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）、不動産担保証券、債務担保証券（CDO）等：利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率の著しい増加（もしくは減少）はそれぞれ公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。一般的に、デフォルト確率は損失率とは同じ方向に、期中償還率とは反対の方向に変動いたします。DCMを使用している場合、還元利回りの著しい上昇（もしくは低下）は公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。

・受益証券等：DCF法に使用されているクレジット・スプレッドの著しい増加（もしくは減少）は、公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。また、相関係数の著しい増加（もしくは減少）は、公正価値評価を著しく増加（もしくは減少）させます。

・デリバティブ：デリバティブの参照リスクがロング・ポジションの場合、金利、クレジット・スプレッドもしくは先物為替などのデリバティブの参照する資産の著しい増加（もしくは減少）、もしくは配当利回りの著しい低下（もしくは上昇）は、公正価値を著しく増加（もしくは減少）させます。デリバティブの参照リスクがショート・ポジションの場合、公正価値の変動は反対の方向になります。また、オプションリスク、回収率や相関係数がロングとなるポジションの場合、ボラティリティ、回収率や相関係数の著しい上昇（もしくは低下）は、一般的に公正価値を著しく増加（もしくは減少）させます。一方、オプションリスク、回収率や相関係数がショートとなるポジションの場合は、公正価値の変動は反対の方向になります。

・長期借入：利回り、期中償還率、デフォルト確率、および損失率の著しい増加（もしくは減少）はそれぞれ公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。一般的に、デフォルト確率は損失率と同じ方向に、期中償還率とは反対の方向に変動いたします。オプションリスクや相関係数がロングとなるポジションに対するボラティリティや相関係数の著しい上昇（もしくは低下）は、一般的に公正価値を著しく増加（減少）させます。オプションリスクや相関係数がショートとなるポジションの場合、公正価値の変動は反対の方向になります。

レベル3金融商品の推移

次の表は、毎期経常的に公正価値評価されるレベル3金融商品の前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の損益と推移を示しております。レベル3金融商品は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされております。以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3金融商品の公正価値は、市場で観察不能なデータと観察可能なデータの両方を使用して算定されます。したがって、以下の表は観察不能なデータの変動による実現および未実現損益と観察可能なデータの変動による実現および未実現損益の両方が反映されております。

当第1四半期連結累計期間において、レベル3金融商品の損益は、野村の流動性と資金調達の管理に重要な影響を及ぼしませんでした。

(単位：十億円)

前第1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)										
	前第1 四半期 連結 累計期間 期首残高	当期 純利益に 含まれる 額(1)	その他の 包括利益 に含まれ る額	購入/ 発行 (2)	売却/ 償還 (2)	現金 の 授受	為替の 変動に よる 影響	レベル 3 への 移動(3)	レベル 3 からの 移動(3)	前第1 四半期 連結 累計期間 期末残高
資産：										
トレーディング資産および プライベート・エクイティ 投資										
エクイティ プライベート・エクイティ 投資	125	△ 0	—	4	△ 8	—	△ 3	2	△ 2	118
日本地方債・政府系機関債	202	△ 8	—	2	△ 1	—	△ 6	—	—	189
外国国債・地方債・ 政府系機関債	10	0	—	1	△ 11	—	—	—	△ 0	—
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の貸付金	37	3	—	182	△ 188	—	—	17	△ 4	47
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	62	△ 0	—	38	△ 41	—	△ 1	27	△ 18	67
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	8	0	—	0	△ 1	—	△ 0	4	△ 2	9
不動産担保証券	5	0	—	17	△ 1	—	△ 0	0	△ 0	21
債務担保証券(CDO)等	91	0	—	—	△ 0	—	△ 0	—	—	91
受益証券等	20	1	—	2	△ 2	—	△ 1	1	△ 2	19
トレーディング資産および プライベート・エクイティ 投資合計	9	0	—	1	△ 0	—	△ 0	0	—	10
デリバティブ取引(純額) (4)										
エクイティ・デリバティブ	569	△ 4	—	247	△ 253	—	△ 11	51	△ 28	571
金利デリバティブ	14	△ 3	—	—	—	1	△ 0	△ 2	△ 4	6
信用デリバティブ	△ 39	△ 12	—	—	—	△ 1	△ 1	3	△ 3	△ 53
為替取引	△ 11	△ 24	—	—	—	26	0	1	8	0
商品デリバティブ	18	△ 1	—	—	—	2	△ 0	△ 0	△ 12	7
デリバティブ取引(純額)合計	△ 0	△ 0	—	—	—	0	0	△ 0	—	△ 0
小計	△ 18	△ 40	—	—	—	28	△ 1	2	△ 11	△ 40
貸付金および受取債権 その他の資産	551	△ 44	—	247	△ 253	28	△ 12	53	△ 39	531
トレーディング目的以外の 負債証券	11	0	—	0	△ 0	—	△ 0	—	—	11
その他	6	0	△ 0	—	△ 2	—	△ 0	—	—	4
合計	72	△ 1	0	0	△ 4	—	△ 0	—	△ 0	67
負債：	640	△ 45	0	247	△ 259	28	△ 12	53	△ 39	613
トレーディング負債										
エクイティ	0	0	—	—	△ 0	—	—	—	—	—
銀行および事業会社の 負債証券	1	△ 0	—	0	△ 1	—	△ 0	—	—	0
トレーディング負債合計	1	△ 0	—	0	△ 1	—	△ 0	—	—	0
短期借入	0	0	—	1	0	—	—	1	△ 0	2
支払債務および受入預金	△ 0	△ 0	—	△ 0	△ 0	—	—	—	—	△ 0
長期借入	△ 13	15	—	3	△ 42	—	△ 2	36	△ 3	△ 36
その他の負債	—	0	—	0	—	—	0	—	—	0
合計	△ 12	15	—	4	△ 43	—	△ 2	37	△ 3	△ 34

(単位：十億円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)										
	当第1 四半期 連結 累計期間 期首残高	当期 純利益に 含まれる 額 (1)	その他の 包括利益 に含まれ る額	購入/ 発行 (2)	売却/ 償還 (2)	現金 の 授受	為替の 変動に よる 影響	レベル 3 への 移動 (3)	レベル 3 からの 移動 (3)	当第1 四半期 連結 累計期間 期末残高
資産：										
トレーディング資産および プライベート・エクイティ 投資										
エクイティ	129	2	—	1	△ 7	—	3	0	△ 0	128
プライベート・エクイティ 投資	87	0	—	0	△ 1	—	2	—	—	88
日本地方債・政府系機関債	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
外国国債・地方債・ 政府系機関債	91	2	—	117	△ 124	—	—	1	△ 49	38
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の貸付金	69	△ 1	—	37	△ 24	—	1	1	△ 5	78
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	6	△ 0	—	3	△ 3	—	0	1	△ 0	7
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	4	△ 0	—	0	△ 0	—	0	0	△ 1	3
不動産担保証券	68	△ 0	—	—	△ 2	—	0	—	—	66
債務担保証券(CDO)等	12	△ 1	—	8	△ 5	—	1	1	△ 0	16
受益証券等	13	0	—	7	△ 5	—	0	—	△ 1	14
トレーディング資産および プライベート・エクイティ 投資合計										
	479	2	—	173	△ 171	—	7	4	△ 56	438
デリバティブ取引(純額) (4)										
エクイティ・デリバティブ	5	11	—	—	—	3	0	△ 2	△ 5	12
金利デリバティブ	△ 54	△ 9	—	—	—	11	△ 1	△ 1	2	△ 52
信用デリバティブ	25	1	—	—	—	7	1	1	△ 0	35
為替取引	△ 3	0	—	—	—	5	△ 0	0	0	2
商品デリバティブ	△ 0	△ 0	—	—	—	0	△ 0	0	—	0
デリバティブ取引(純額)合計	△ 27	3	—	—	—	26	0	△ 2	△ 3	△ 3
小計	452	5	—	173	△ 171	26	7	2	△ 59	435
貸付金および受取債権										
	3	0	—	1	△ 1	—	0	0	—	3
その他の資産										
トレーディング目的以外の 負債証券	4	—	△ 0	—	—	—	0	—	—	4
その他	60	0	△ 0	0	△ 1	—	0	—	△ 0	59
合計	519	5	△ 0	174	△ 173	26	7	2	△ 59	501
負債：										
トレーディング負債										
エクイティ	0	△ 0	—	0	△ 0	—	0	0	△ 0	0
銀行および事業会社の 負債証券	0	0	—	△ 0	0	—	0	0	—	0
トレーディング負債合計	0	△ 0	—	0	△ 0	—	0	0	△ 0	0
短期借入										
	4	△ 0	—	1	△ 3	—	—	—	△ 1	1
支払債務および受入預金	1	0	—	△ 0	△ 0	—	—	—	—	1
長期借入	222	30	—	105	△ 67	—	1	2	△ 29	204
その他の負債	0	—	—	—	△ 0	—	0	—	—	—
合計	227	30	—	106	△ 70	—	1	2	△ 30	206

- (1) 主に四半期連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されており、投資持分証券関連損益、収益—その他および金融費用以外の費用—その他、金融収益および金融費用に計上されているものも含まれます。
- (2) 「購入/発行」にはトレーディング負債の増加、「売却/償還」にはトレーディング負債の減少を含みます。
- (3) 「レベル3への移動」および「レベル3からの移動」は、金融商品がレベル3から他のレベルに移動した四半期および他のレベルからレベル3に移動した四半期の期首現在の公正価値で記載されております。従って金融商品が他のレベルからレベル3に移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれ、金融商品がレベル3から他のレベルに移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれません。
- (4) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。

レベル3金融商品に含まれる未実現損益

次の表は、野村が公正価値階層の中でレベル3として分類し、貸借対照表日現在で保有している金融商品に関連する前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の未実現損益を示しております。

(単位：十億円)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
---	---

未実現損益 (1)

資産：

トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資

エクイティ	△ 1	△ 0
プライベート・エクイティ投資	△ 9	0
外国国債・地方債・政府系機関債	△ 0	△ 1
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	△ 0	△ 1
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	0	△ 0
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	0	△ 0
不動産担保証券	△ 0	△ 0
債務担保証券(CDO)等	0	△ 1
受益証券等	0	0

トレーディング資産および
プライベート・エクイティ投資合計

△ 10 △ 3

デリバティブ取引(純額) (2)

エクイティ・デリバティブ	△ 1	3
金利デリバティブ	5	△ 17
信用デリバティブ	△ 22	4
為替取引	△ 1	△ 0
商品デリバティブ	△ 0	△ 0

デリバティブ取引(純額)合計

△ 19 △ 10

小計

△ 29 △ 13

貸付金および受取債権

0 △ 0

その他の資産

トレーディング目的以外の負債証券	0	0
その他	0	0

合計

△ 29 △ 13

負債：

トレーディング負債

エクイティ	—	△ 0
銀行および事業会社の負債証券	△ 0	0
トレーディング負債合計	△ 0	△ 0

短期借入

0 0

支払債務および受入預金

0 0

長期借入

8 31

その他の負債

0 —

合計

8 31

- (1) 主に四半期連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されており、投資持分証券関連損益、収益—その他および金融費用以外の費用—その他、金融収益および金融費用に計上されているものも含まれます。
- (2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。

階層間の移動について

野村では金融商品があるレベルから他のレベルに移動した場合、移動した四半期の期首に移動が生じたものと仮定しております。したがって、下記で述べている金額は、移動が生じた四半期の期首の金融商品の公正価値となります。

レベル1とレベル2間の移動

前第1四半期連結累計期間において、合計268十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち249十億円は、その他の資産のうちトレーディング目的以外の負債証券によるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。またこのうち16十億円は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。一方で同期間において、合計6十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち6十億円はトレーディング負債のうちエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。

当第1四半期連結累計期間において、合計10十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち、10十億円は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち、主にエクイティによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。一方で、同期間において、合計1十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち1十億円はトレーディング負債のうちエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。

前第1四半期連結累計期間において、合計193十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち190十億円は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。また同期間において、合計272十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち272十億円はトレーディング負債のうちエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。

当第1四半期連結累計期間において、合計14十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち13十億円はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。また、同期間において、合計2十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち2十億円はトレーディング負債のうちエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。

レベル3からの移動

前第1四半期連結累計期間において、合計28十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち18十億円は銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち主に負債証券と貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察可能になったためであります。また、同期間において、合計3十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3から移動いたしました。

前第1四半期連結累計期間において、合計11十億円のデリバティブ資産（純額）がレベル3から移動いたしました。このうち12十億円は為替取引資産（純額）が一定のボラティリティおよび先物為替の評価データが観察可能になったため、また8十億円は信用デリバティブ負債（純額）が一定のクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能になったためであります。

当第1四半期連結累計期間において、合計56十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち49十億円は外国国債・地方債・政府系機関債によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察可能になったため、5十億円は銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち主に負債証券によるものであり、関連するクレジット・スプレッドおよび回収率が観察可能になったためであります。また同期間において、合計30十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち29十億円は長期借入のうち、主に仕組債によるものであり、関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能になったためであります。

当第1四半期連結累計期間において、合計3十億円のデリバティブ資産（純額）がレベル3から移動いたしました。このうち5十億円はエクイティ・デリバティブ資産（純額）が関連する配当利回り、ボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能になったためであります。

レベル3への移動

前第1四半期連結累計期間において、合計51十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3へ移動いたしました。このうち27十億円は銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち主に負債証券と貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察不能になったため、また17十億円は外国国債・地方債・政府系機関債によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察不能になったためであります。銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金と外国国債・地方債・政府系機関債において、移動が生じた四半期で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。また、同期間において、合計37十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3へ移動いたしました。このうち36十億円は主に長期借入に含まれている仕組債によるものであり、一定のボラティリティおよび相関係数が観察不能になったためであります。長期借入において、移動が生じた四半期で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。

前第1四半期連結累計期間において、合計2十億円のデリバティブ資産（純額）がレベル3へ移動いたしました。移動が生じた四半期で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。

当第1四半期連結累計期間において、合計4十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3へ移動いたしました。金融資産について、移動が生じた四半期で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。また、同期間において、合計2十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3へ移動いたしました。金融負債について、移動が生じた四半期で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。

当第1四半期連結累計期間において、合計2十億円のデリバティブ負債（純額）がレベル3へ移動いたしました。移動が生じた四半期で、金利デリバティブにおいて7十億円の損失を認識しております。

1株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資

通常の営業活動で野村は、公正価値を測定するのが難しい投資会社の定義に該当するもしくは類似する性質を有する非連結の事業体に投資しております。それらの投資の一部は実務上の簡便法として公正価値を1株当たり純資産価額で算定しております。それらの投資のいくつかは1株当たり純資産価額とは異なる価格で償還されます。

次の表は、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末の1株当たり純資産価額で計算または注記されている投資についての情報を記載しております。ビジネスの性質やリスクに関連させた主要なカテゴリー別に記載しております。

(単位：十億円)				
前連結会計年度末 (平成25年3月31日)				
公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)	
ヘッジファンド	68	16	月次	当日-95日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	4	1	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	63	7	四半期	30日
リアル・エステート・ファンド	3	—	—	—
合計	138	24		

(単位：十億円)				
当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)				
公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)	
ヘッジファンド	63	16	月次	当日-95日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	4	1	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	66	7	四半期	30日
リアル・エステート・ファンド	3	—	—	—
合計	136	24		

- (1) 公正価値は通常、実務上の簡便法として1株当たり純資産価額を用いて定められております。
- (2) 投資先に野村が支払わなくてはならない契約上のコミットメント残高を示しております。
- (3) 野村が投資の繰上償還等を受けられる頻度を示しております。
- (4) 償還が可能になる前に義務付けられている通知の時期を示しております。

ヘッジファンド:

これらのファンドには、様々な資産クラスに投資するファンド・オブ・ファンズへの投資が含まれております。野村は、ヘッジファンドにリンクする仕組債を発行するビジネスを行っており、こうしたケースではリスクの多くがパス・スルーされています。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて評価されております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができますが、契約上の理由、流動性および償還制限などのため6ヶ月以内に償還することができないファンドもあります。なお、償還停止中あるいは清算中のファンドについて償還時期を判断することはできません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

ベンチャー・キャピタル・ファンド:

これらのファンドには、主にスタートアップのファンドが含まれております。このカテゴリーへの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて見積もられております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができません。償還停止中あるいは清算中のファンドについて償還時期を判断することはできません。これらのファンドは、第三者への譲渡に制限が設けられております。

プライベート・エクイティ・ファンド:

これらのファンドは、主に欧州、米国、日本の様々な業界に投資をしております。このカテゴリーへの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて見積もられております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものがあります。

リアル・エスレート・ファンド:

これらのファンドには、商業用不動産やその他の不動産への投資が含まれております。このカテゴリーの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドは第三者への譲渡に制限が設けられております。

金融商品の公正価値オプション

野村は編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下「編纂書815」）および編纂書825「金融商品」で容認された公正価値オプションを選択することにより公正価値で測定された特定の適格の金融資産と金融負債を有しております。野村が適格項目について公正価値オプションを選択した場合、当該項目の公正価値の変動は、損益において認識されます。公正価値オプションの選択は通常、その商品に対する会計上の取り扱いを改定させる事象が生じた場合を除いて、変更することはできません。

野村が公正価値オプションを適用している主な金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

・トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資に計上されている、公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、出口戦略を有する投資。野村はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。

・貸付金および受取債権に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金および貸出が実行された際に公正価値オプションが選択される貸出コミットメント。野村は、貸付金とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

・担保付契約および担保付調達に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券。野村は、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

・短期借入および長期借入に計上されている、平成20年4月1日以後に発行されたすべての仕組債。仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。また、同様の目的により連結変動持分事業体が発行した社債や平成20年4月1日以前に発行された一部の仕組債に対しても、公正価値オプションを選択しております。

・長期借入に計上されている、編纂書860の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。野村は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる損益の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引に伴う金融資産については、野村のエクスポージャーが通常ない、もしくはほとんどないものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は損益で認識されます。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、金融収益、金融費用またはトレーディング損益に計上されます。

次の表は、前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

(単位：十億円)		
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
	損益 (1)	
資産：		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 (2)		
トレーディング資産	0	0
プライベート・エクイティ投資	△ 5	—
貸付金および受取債権	0	△ 1
担保付契約 (3)	△ 2	2
その他の資産 (2)	△ 0	0
合計	△ 7	1
負債：		
短期借入 (4)	4	1
担保付調達 (3)	0	0
長期借入 (4) (5)	19	48
その他の負債 (6)	0	0
合計	23	49

- (1) 主に四半期連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されております。
- (2) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (3) 売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券を含んでおります。
- (4) 仕組債とその他の金融負債等を含んでおります。
- (5) 金融資産の移転が譲渡に該当しないため、担保付金融取引として取り扱われることに伴い認識される負債を含んでおります。
- (6) 貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

野村は普通株式への出資比率が47.0%である株式会社足利ホールディングスへの投資に対して公正価値オプションを適用し、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資—プライベート・エクイティ投資、その他の資産—その他に含めております。

野村は公正価値オプションを適用した一部の金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジット・スプレッドの変動を反映したレートを用いたDCF法により計算しております。公正価値オプションを適用した金融負債に関して、自社クレジットの変化に起因する前第1四半期連結累計期間の損益は、主にクレジット・スプレッドの縮小により1十億円の損失、当第1四半期連結累計期間は、主にクレジット・スプレッドの拡大により3十億円の収益となりました。

また、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに関しては、重要な影響はありませんでした。

前連結会計年度末において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して10億円上回っております。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を20億円上回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。

当第1四半期連結会計期間末において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して10億円上回っております。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を60億円上回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合（以下「EU」）加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。こうした信用リスクの集中は一般的に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しており、連結貸借対照表上トレーディング資産に計上されています。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、前連結会計年度末に22%、当第1四半期連結会計期間末に22%となっております。

次の表は、野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関債関連のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。デリバティブ取引の信用リスクの集中については、「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

(単位：十億円)					
前連結会計年度末 (平成25年3月31日)					
	日本	米国	EU	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	3,403	1,313	3,262	556	8,534

(単位：十億円)					
当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)					
	日本	米国	EU	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	3,808	1,427	3,531	409	9,175

- (1) 上記金額のほかに、その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債および政府系機関債が前連結会計年度末に715十億円、当第1四半期連結会計期間末に867十億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

公正価値評価されない金融商品の見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておりません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。こうした金融商品は、公正価値の階層において一般的にレベル1もしくはレベル2のどちらかに分類されます。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。公正価値オプションを選択しない貸付金の公正価値は、毎期経常的に公正価値評価される貸付金と同様の手法で推計されております。取引所価格が取得可能な場合には当該市場価格を見積公正価値としております。公正価値オプションを選択しない長期借入の公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、またはDCF法により、毎期経常的に公正価値評価される長期借入と同様の手法で推計しております。金融資産と金融負債は、公正価値オプションを選択した場合に適用されるものと同様の手法に基づいて、公正価値階層において一般的にレベル2またはレベル3に分類されております。

次の表は、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末における、帳簿価額と公正価値、および特定の金融商品の区分ごとの公正価値階層内の分類を示しております。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (平成25年 3 月 31 日) (1)					
帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値			
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	
資産：					
現金および現金同等物	805	805	805	—	—
定期預金	578	578	—	578	—
取引所預託金およびその他の顧客 分別金	270	270	—	270	—
貸付金 (2)	1, 575	1, 576	—	1, 352	224
売戻条件付買入有価証券	8, 295	8, 295	—	8, 295	—
借入有価証券担保金	5, 820	5, 820	—	5, 820	—
合計	17, 343	17, 344	805	16, 315	224
負債：					
短期借入	738	738	—	734	4
受入銀行預金	1, 072	1, 072	—	1, 071	1
買戻条件付売却有価証券	12, 444	12, 444	—	12, 440	4
貸付有価証券担保金	2, 159	2, 159	—	2, 159	—
長期借入	7, 592	7, 430	114	7, 093	223
合計	24, 005	23, 843	114	23, 497	232

(単位：十億円)

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成25年 6 月30日) (1)					
帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値			
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	
資産：					
現金および現金同等物	1, 202	1, 202	1, 202	—	—
定期預金	643	643	—	643	—
取引所預託金およびその他の顧客 分別金	332	332	—	332	—
貸付金 (2)	1, 337	1, 338	—	1, 098	240
売戻条件付買入有価証券	10, 120	10, 120	—	10, 120	—
借入有価証券担保金	6, 610	6, 610	—	6, 610	—
合計	20, 244	20, 245	1, 202	18, 803	240
負債：					
短期借入	973	973	—	972	1
受入銀行預金	1, 275	1, 275	—	1, 274	1
買戻条件付売却有価証券	13, 726	13, 726	—	13, 726	—
貸付有価証券担保金	2, 340	2, 340	—	2, 340	—
長期借入	7, 695	7, 584	123	7, 257	204
合計	26, 009	25, 898	123	25, 569	206

(1) 経常的に公正価値評価される金融商品を含みます。

(2) 帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

非経常的に公正価値評価される資産および負債

野村は毎期経常的に公正価値評価される金融商品に加えて、一義的には公正価値以外の方法で計測され、毎期経常的には公正価値評価されない資産および負債を有しております。公正価値は当初取得時認識の後、減損を認識するなど特定の場合にのみ用いられます。

前連結会計年度末には、特定のレポーティング・ユニットにおけるのれんが非経常的に公正価値で評価されております。当該のれんは連結貸借対照表上のその他の資産—その他に計上されておりましたが、すべて減損いたしました。公正価値はDCF法に基づいて評価されており、結果としてレベル3に区分されるデータによって公正価値評価がなされております。当第1四半期連結会計期間末には、重要な金額のものはありませんでした。

3 デリバティブ商品およびヘッジ活動：

野村は、トレーディング目的およびトレーディング目的以外として先物、先渡、オプションおよびスワップを含む多様なデリバティブ金融商品取引を行っています。

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

野村は、多様なデリバティブ取引において積極的にトレーディング業務を行っております。野村のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先物および先渡取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日に特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの2つの通貨の交換を伴うものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は規制された取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うこととなります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に当事者間で相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることとなります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日に特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をす

るリスクを引き受けることとなります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて当事者が将来の特定の日に一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わされたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るという信用リスクが伴っております。

こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続により最小限にするよう努めております。

トレーディング目的以外のデリバティブ

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、金利リスクを管理し、特定の金融負債に係る金利の性質を変換し、特定の在外事業体から発生する為替の変動による純投資分の変動を管理し、従業員等に対して付与される株価連動型報酬に係る株価変動リスクを削減することであり、こうしたトレーディング目的以外で行うデリバティブ取引に伴う信用リスクについては、トレーディング目的で行うデリバティブ取引に伴う信用リスクと同様の手法により管理統制しております。

野村はデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理のため、公正価値ヘッジとして指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象負債の公正価値の変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象負債にかかる損益とともに連結損益計算書上、金融費用として認識しております。

海外事業への純投資についてヘッジ指定されたデリバティブは、日本円以外が機能通貨である特定の子会社に関連付けられています。純投資ヘッジの有効性判定では、スポット・レートの変動により、デリバティブの公正価値の変動のうちの有効部分が判定されます。有効と判定された損益は当社株主資本の累積的その他の包括利益に計上されております。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。

デリバティブの信用リスクの集中

次の表は、野村の店頭デリバティブ取引における、清算機関で清算される取引を含めた金融機関への重要なエクスポージャーの集中について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に野村が被る最大限の損失を示しております。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (平成25年3月31日)				
デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額	
金融機関	20,169	△ 18,415	△ 981	773

(単位：十億円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)				
デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額	
金融機関	20,165	△ 18,531	△ 894	740

デリバティブ活動

次の表は、デリバティブの想定元本と公正価値により、野村のデリバティブ活動の規模を示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前、およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。

(単位：十億円)				
前連結会計年度末 (平成25年3月31日)				
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引 (2) (3)				
エクイティ・デリバティブ	14,130	1,857	14,550	2,017
金利デリバティブ	727,129	21,685	711,914	21,452
信用デリバティブ	44,582	1,839	42,889	1,979
為替取引	81,002	2,104	80,280	2,007
商品デリバティブ	29	1	39	2
合計	866,872	27,486	849,672	27,457
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	1,748	88	162	0
為替取引	92	1	24	1
合計	1,840	89	186	1
デリバティブ取引合計	868,712	27,575	849,858	27,458

(単位：十億円)				
当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)				
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引 (2) (3)				
エクイティ・デリバティブ	15,806	2,301	15,660	2,414
金利デリバティブ	847,092	19,834	859,004	19,711
信用デリバティブ	44,182	1,830	46,100	2,008
為替取引	92,157	2,910	99,064	2,740
商品デリバティブ	34	3	51	5
合計	999,271	26,878	1,019,879	26,878
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	1,932	77	369	2
為替取引	24	1	104	2
合計	1,956	78	473	4
デリバティブ取引合計	1,001,227	26,956	1,020,352	26,882

- (1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。
- (2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (3) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの金額を含んでおります。前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、これらの金額は重要ではありませんでした。

デリバティブ関連の公正価値の変動はデリバティブの使用目的に応じて、損益もしくはその他の包括利益に計上されております。

デリバティブ取引の相殺

野村は、デリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを与信審査、リスク上限の設定および監視手続によって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。野村は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに店頭デリバティブについては通常、業界標準のマスター・ネットティング契約を交しており、取引相手がデフォルトした場合は担保との相殺で取引の清算が認められるため、クレジット・エクスポージャーは軽減されております。特定の清算機関で清算される取引および取引所で取引される取引についても、清算機関または取引所がデフォルトした場合に同様の権利が認められる会員規約を結んでおります。野村では通常、特に関連法令の管轄が複雑または不明確な相手との取引に対応するため、前述した契約に含まれている取引の清算および相殺権の法的拘束力を裏付けるための法的意見書を外部より取得しております。

連結貸借対照表上では、同一の取引相手とのデリバティブ資産および負債は、編纂書815に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。これらの条件には、取引の清算および相殺権の法的な拘束力などに関する要件が含まれております。さらに、現金担保の請求権（債権）および現金担保の返還義務（債務）は、それぞれ相殺されたデリバティブ負債およびデリバティブ資産と相殺されております。

次の表は連結貸借対照表に計上されるリスク区分ごとのデリバティブ商品の相殺および関連する担保に関する情報を表しております。取引相手がデフォルトした場合に追加的にデリバティブと担保の相殺が認められるマスター・ネットティング契約を締結している相対で決済されるデリバティブ取引、清算機関で清算されるデリバティブ取引、取引所で取引されるデリバティブ取引に関する情報も含んでおります。

	(単位：十億円)			
	前連結会計年度末 (平成25年 3月31日)		当第1四半期連結会計期間末 (平成25年 6月30日)	
	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債 (1)	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債 (1)
エクイティ・デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	1,112	1,174	1,309	1,330
清算機関で清算されるデリバティブ取引	—	—	—	—
取引所で取引されるデリバティブ取引	745	843	992	1,084
金利デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	12,887	12,609	11,252	11,108
清算機関で清算されるデリバティブ取引	8,873	8,839	8,641	8,587
取引所で取引されるデリバティブ取引	13	4	18	18
信用デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	1,744	1,880	1,744	1,922
清算機関で清算されるデリバティブ取引	95	99	86	86
取引所で取引されるデリバティブ取引	0	0	—	0
為替取引				
相対で決済されるデリバティブ取引	2,097	2,002	2,884	2,722
清算機関で清算されるデリバティブ取引	8	6	23	16
取引所で取引されるデリバティブ取引	—	0	4	4
商品デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	0	1	1	1
清算機関で清算されるデリバティブ取引	—	—	—	—
取引所で取引されるデリバティブ取引	1	1	2	4
デリバティブ取引総額合計 (2)	27,575	27,458	26,956	26,882
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている金額 (3)	△ 25,684	△ 25,636	△ 24,508	△ 24,667
連結貸借対照表上に表示されている取引純額 (4)	1,891	1,822	2,448	2,215
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていない金 額 (5)				
金融商品および非現金担保	△ 177	△ 138	△ 152	△ 146
現金担保 (6)	—	△ 2	△ 1	△ 10
純額合計	1,714	1,682	2,295	2,059

- (1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。
- (2) 法的に拘束力のあるマスター・ネットリング契約のもとで取引を行っているかに関わらず、全てのデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額を含んでおります。
- (3) 編纂書815に基づき、法的に拘束力のあるマスター・ネットリング契約あるいは同等の内容の契約により、同一の取引相手とのデリバティブ資産と負債の相殺および相殺されたデリバティブと現金担保との相殺を表します。前連結会計年度末において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を985十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を1,033十億円相殺いたしました。また当第1四半期連結会計期間末において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を1,124十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を965十億円相殺いたしました。
- (4) 相殺されたデリバティブ資産および負債は連結貸借対照表上それぞれ、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資—トレーディング資産とトレーディング負債に計上されております。区分処理された組込デリバティブは参照している原契約の満期に応じて、短期借入ないしは長期借入に計上されております。
- (5) 編纂書210-20および編纂書815に基づいた連結貸借対照表上の相殺表示が認められていないものの、取引相手がデフォルトした場合は法的に拘束力のある相殺権を有するデリバティブ取引および担保を表しております。法的に拘束力のある相殺権を有していない、もしくは充分な確証に基づいて判断できないデリバティブおよび担保に関する契約は含まれておりません。
- (6) 前連結会計年度末において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保はそれぞれ220十億円および497十億円です。当第1四半期連結会計期間末において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保はそれぞれ131十億円および521十億円です。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ金融商品は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書の収益―トレーディング損益に計上されます。

次の表は、四半期連結損益計算書に含まれるトレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類に応じて表しております。

	(単位：十億円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
トレーディング目的およびトレーディング目的以外の デリバティブ取引 (1) (2)		
エクイティ・デリバティブ	28	64
金利デリバティブ	△ 34	111
信用デリバティブ	△ 17	1
為替取引	53	△ 159
商品デリバティブ	1	1
合計	31	18

- (1) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。
例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (2) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの損益を含んでおります。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間のこれらの損益は重要な金額ではありませんでした。

公正価値ヘッジ

野村は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しております。野村は通常の場合、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しており、これにヘッジ会計を適用しております。公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ取引は公正価値で計上され、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の公正価値の変動は、ヘッジ対象の負債の損益と共に連結損益計算書の金融費用に計上されています。

次の表は、連結損益計算書に含まれる公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類とヘッジ対象の性質に応じて表しております。

	(単位：十億円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引		
金利デリバティブ	17	△ 12
合計	17	△ 12
ヘッジ対象の損益		
長期借入	△ 17	12
合計	△ 17	12

純投資ヘッジ

野村は一部の重要な為替リスクをもつ在外事業体に対して、為替先物取引ならびに外貨建長期負債を利用した為替ヘッジを行っており、これにヘッジ会計を適用しております。ヘッジ手段として指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の金融商品から発生する為替換算差額については、ヘッジが有効である部分につき、連結包括利益計算書のその他の包括利益—為替換算調整額（税引後）に計上されています。これは当該在外事業体を連結する際に発生する為替換算差額と相殺されております。

次の表は、四半期連結包括利益計算書に含まれる純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の損益を表しております。

	(単位：十億円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
ヘッジ手段		
為替取引	11	1
長期借入	5	—
合計	16	1

- (1) ヘッジの非有効部分の損益およびヘッジの有効性評価から除外した部分は、四半期連結損益計算書の収益—その他に含まれております。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の損益は重要な金額ではありませんでした。

信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

野村は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約は、最も一般的には当社の長期信用格付けの引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求めることがあります。

前連結会計年度末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は960十億円となり、754十億円の担保を差し入れております。前連結会計年度末時点における長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は102十億円です。当第1四半期連結会計期間末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は1,044十億円となり、759十億円の担保を差し入れております。当第1四半期連結会計期間末時点における長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は125十億円です。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとは、その原商品の1つあるいは複数、ある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくは企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・プロテクションの売り手は損失を被るリスクがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブは野村が保証型の契約の保証者として、あるいはオプション型の契約やクレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態においてクレジット・プロテクションを提供するものとして、第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであります。

野村は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的でクレジット・デリバティブを取引しており、クレジット・プロテクションの買い手もしくは売り手となっております。

野村が主として使用するクレジット・デリバティブの種類は特定の第三者の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップです。また、野村はクレジット・デフォルト指数に連動するものの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が発生した場合、野村はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、債務不履行や参照資産の条件変更などがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブ契約は現金決済あるいは現物決済の契約となっております。現金決済の契約では、参照債務の不履行など信用事由の発生により支払いがなされた後は契約終了となり、野村による更なる支払い義務はなくなります。この場合、野村は通常支払いの対価としてカウンターパーティーの参照資産を受け取る権利は有しておりませんし、参照資産の実際の発行体に対して直接支払い金額を請求する権利も有しません。現物決済の契約では、信用事由発生により契約額全額が支払われた場合に対価として参照資産を受け取ります。

野村は継続的にクレジット・デリバティブのエクスポージャーをモニターし管理しています。野村がプロテクションの売り手となった場合、プロテクションの対象と同一の参照資産、あるいはプロテクションの対象となる参照資産と発行体が同一であり、かつ当該資産と高い相関を有する価値変動を示すだろうと予想される資産を対象としたクレジット・プロテクションを第三者から購入することでリスクを軽減することができます。したがって、野村が売り手となったクレジット・デリバティブの支払い額を第三者からの支払いによって補填するために用いられるリコース条項としては、当該デリバティブ契約によってというよりむしろ、同一あるいは高い相関を有する参照資産を対象としたクレジット・プロテクションを別途購入することによる場合が最も一般的です。

野村は、購入したクレジット・デリバティブの想定元本を、次の表中に「クレジット・プロテクション買付額」として表示しています。これらの数値は売建クレジット・デリバティブの参照資産と同一の資産に対し、第三者から購入したクレジット・プロテクションの購入額であり、野村のエクスポージャーをヘッジするものです。野村が売り手であるクレジット・デリバティブに基づいて支払いを履行しなければならなくなる場合には、通常、その金額に近い金額を購入したクレジット・プロテクションから受け取る権利が発生します。

クレジット・デリバティブで明記される想定元本額は、契約に基づき野村が支払いをしなければならない場合の最大限の金額となります。しかしながら、クレジット・プロテクションの購入に加えて、支払いが起きる可能性や支払額を減らす下記のリスク軽減要素があるため、想定元本額は通常野村が実際に支払う金額を正確に表すものではありません。

信用事由の発生可能性：野村はクレジット・デリバティブの公正価値評価をする際に、参照資産に信用事由が発生し、野村が支払いをしなければならなくなる可能性を考慮しています。野村のこれまでの経験と野村によるマーケットの現状分析に基づきますと、野村がプロテクションを提供している参照資産の全てについて1つの会計期間において同時に信用事由が発生する可能性はほとんど無いと考えています。したがって、開示されている想定元本額は、こうしたデリバティブ契約にかかる野村の実質的なエクスポージャーとしては、相当に過大な表示となっています。

参照資産からの回収価額：ある信用事由が発生した場合に、野村の契約に基づく債務額は、想定元本額と参照資産からの回収価額の差額に限定されます。信用事由が発生した参照資産からの回収価額がわずかであるにしても、回収価額はこれらの契約に基づいて支払う金額を減少させます。

野村は、野村が売り手となっているクレジット・デリバティブに関連して資産を担保として受け入れています。しかしながら、それらはクレジット・デリバティブに基づいて野村が支払う金額の回収に充てられるものではなく、相手方の信用事由の発生により、契約に基づいた野村への支払いに対して生じる経済的な損失リスクを軽減するためのものです。担保提供義務は個別契約ごとではなくカウンターパーティーごとで決定され、また通常クレジット・デリバティブだけではなく全ての種類のデリバティブ契約を対象としております。

前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末の野村が売り手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は次のとおりであります。

(単位：十億円)							
前連結会計年度末 (平成25年3月31日)							
帳簿価額(1) (△資産)/負債	潜在的な最大支払額または想定元本額						想定元本額
	計	満期年限					クレジット・プロ テクション買付額
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・スワップ (個別)	210	24,659	4,575	7,961	9,877	2,246	22,431
クレジット・デフォルト・スワップ (指数)	△ 16	12,722	1,482	3,555	6,815	870	11,592
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	230	2,586	666	1,112	215	593	1,710
クレジット・リスク関連オプ ションおよびスワップション	0	51	—	—	27	24	42
合計	424	40,018	6,723	12,628	16,934	3,733	35,775

(単位：十億円)							
当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)							
帳簿価額(1) (△資産)/負債	潜在的な最大支払額または想定元本額						想定元本額
	計	満期年限					クレジット・プロ テクション買付額
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・スワップ (個別)	238	26,442	4,817	8,646	10,609	2,370	24,065
クレジット・デフォルト・スワップ (指数)	13	12,621	1,019	4,672	6,510	420	11,853
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	229	2,148	364	1,000	242	542	1,412
クレジット・リスク関連オプ ションおよびスワップション	1	277	—	—	277	—	235
合計	481	41,488	6,200	14,318	17,638	3,332	37,565

(1) 帳簿価額は、取引相手毎または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。

次の表は、野村が売り手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。
格付は、Standard & Poor'sによる格付、同社による格付がない場合はMoody's Investors Serviceによる格付、両社による格付がない場合にはFitch Ratings Ltd.または株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参照企業の外部格付の加重平均を使用しております。

	(単位：十億円)						
	前連結会計年度末 (平成25年 3 月31日)						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	2,400	1,594	5,945	8,208	4,073	2,439	24,659
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	14	589	6,360	3,516	1,910	333	12,722
その他のクレジット・リスク関連 ポートフォリオ商品	77	17	9	127	243	2,113	2,586
クレジット・リスク関連オプション およびスワップション	—	—	18	—	33	—	51
合計	2,491	2,200	12,332	11,851	6,259	4,885	40,018

	(単位：十億円)						
	当第1 四半期連結会計期間末 (平成25年 6 月30日)						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	2, 528	1, 661	6, 316	8, 955	4, 390	2, 592	26, 442
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	13	620	6, 748	3, 208	1, 797	235	12, 621
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	76	13	4	60	82	1, 913	2, 148
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	—	—	209	20	48	—	277
合計	2, 617	2, 294	13, 277	12, 243	6, 317	4, 740	41, 488

(1) その他には、参照資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参照資産の外部格付がないものが含まれております。

4 担保付取引：

野村は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫を利用して資金調達を行う、および決済のために有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。こうした取引は通常、業界標準のマスター・ネットティング契約を交しており、取引相手がデフォルトした場合は担保との相殺で取引の清算が認められるため、クレジット・エクスポージャーは軽減されております。清算機関経由の特定の取引についても、通常のビジネス慣行として相殺することが認められております。野村では通常、特に関連法令の管轄が複雑または不明確な相手との取引に対応するため、前述した契約に含まれている取引の清算および相殺権の法的拘束力を裏付けるための法的意見書を外部より取得しております。

こうした取引において野村は、日本および海外の国債、地方債および政府系機関債、不動産ローン担保証券、銀行および事業会社の負債証券ならびに投資持分証券を含む担保の受入れまたは差入れを行っております。ほとんどの場合野村は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することおよび売建有価証券の清算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引では、一般的に受け渡される担保は有価証券であり、担保価値は受け渡される現金の金額よりも通常大きくなります。野村が有価証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に野村が有価証券を貸し付ける場合、通常野村は担保金もしくは代用有価証券を受け入れます。野村は取引期間を通じて借り入れまたは貸し付けている有価証券の市場価額を把握し、必要な場合には取引が十分に担保されるよう追加の担保金もしくは代用有価証券を徴求しております。

連結貸借対照表上では、同一の取引相手との売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引は、編纂書210-20に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。特定の条件には、取引の満期、担保が決済される振替機関、関連する銀行取決め、清算および相殺権の法的拘束力などに関する要件が含まれます。

次の表は、連結貸借対照表上のこうした担保付取引の相殺に関する情報を表しております。取引相手がデフォルトした場合に追加的に相殺が認められるマスター・ネットティング契約を締結している取引に関する情報も含んでおります。

(単位：十億円)				
前連結会計年度末 (平成25年 3月31日)				
	売戻条件付 有価証券買入 取引	担保付 有価証券借入 取引	買戻条件付 有価証券売却 取引	担保付 有価証券貸付 取引
取引総額 (1)	22,183	6,064	26,332	2,462
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている金額 (2)	△ 13,888	△ 256	△ 13,888	△ 256
連結貸借対照表上に表示されている取引純額 (3)	8,295	5,808	12,444	2,206
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていない額 (4)				
金融商品および非現金担保	△ 6,588	△ 3,889	△ 10,201	△ 1,935
現金担保	△ 1	—	0	—
純額合計	1,706	1,919	2,243	271

(単位：十億円)				
当第1四半期連結会計期間末 (平成25年 6月30日)				
	売戻条件付 有価証券買入 取引	担保付 有価証券借入 取引	買戻条件付 有価証券売却 取引	担保付 有価証券貸付 取引
取引総額 (1)	25,756	6,690	29,362	2,516
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている金額 (2)	△ 15,636	△ 86	△ 15,636	△ 86
連結貸借対照表上に表示されている取引純額 (3)	10,120	6,604	13,726	2,430
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていない額 (4)				
金融商品および非現金担保	△ 8,213	△ 5,030	△ 11,440	△ 1,849
現金担保	△ 1	—	△ 3	—
純額合計	1,906	1,574	2,283	581

- (1) 法的に拘束力のあるマスター・ネットティング契約に基づいて取引を行っているかに関わらず、全ての取引を含んでおります。公正価値オプションの選択により公正価値で計上されている取引および償却原価により計上されている取引を含んでおります。
- (2) 編纂書210-20に基づき、法的に拘束力のあるマスター・ネットティング契約あるいは同等の契約に基づき、取引相手と相殺している売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引を表します。相殺した金額には、公正価値オプションの選択により公正価値で計上されている取引および償却原価により計上されている取引を含みます。
- (3) 売戻条件付有価証券買入取引および担保付有価証券借入取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付契約—売戻条件付買入有価証券と担保付契約—借入有価証券担保金に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達—買戻条件付売却有価証券と担保付調達—貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保に差し入れる権利を有した有価証券を同一相手先より受入れた取引を含んでおります。野村は受入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該負債は連結貸借対照表上、その他負債に計上されております。
- (4) 編纂書210-20に基づいた連結貸借対照表上の相殺表示が認められていないものの、取引相手のデフォルト発生時には法的に拘束力のある相殺権を有する金額を表しております。法的に拘束力のある相殺権を有していない、ないしは十分な確証に基づいて判断できない取引は含まれておりません。

野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

	(単位：十億円)	
	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)
野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	35,281	40,448
上記のうちすでに売却され（四半期連結貸借対照表上ではトレーディング負債に含まれる）もしくは再担保に提供されている額	28,488	34,183

野村は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）は、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。野村が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)
トレーディング資産：		
エクイティおよび転換社債	86,108	106,045
政府および政府系機関債	1,314,277	860,152
銀行および事業会社の負債証券	161,233	152,349
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	33,723	31,407
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	1,674,898	1,232,002
債務担保証券（CDO）等（1）	84,065	77,240
受益証券等	16,335	15,847
取引所預託金およびその他の顧客分別金	4,110	5,662
合 計	3,374,749	2,480,704
トレーディング目的以外の負債証券	49,811	54,594
関連会社に対する投資および貸付金	37,636	38,519

(1) ローン担保証券（CLO）、資産担保証券（ABS）（クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等）を含みます。

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)
貸付金および受取債権	706	2,145
トレーディング資産	1,208,753	1,375,426
建物、土地、器具備品および設備	955	959
トレーディング目的以外の負債証券	315,781	371,816
その他	83	78
合 計	1,526,278	1,750,424

上記の資産は主にその他の担保付借入および連結変動持分事業体の担保付社債、トレーディング目的担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。

5 トレーディング目的以外の有価証券：

保険子会社の保有するトレーディング目的以外の有価証券は連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券およびその他の資産—その他に計上され、未実現の公正価値変動は連結包括利益計算書上、法人税控除後の金額でその他の包括利益に認識されております。トレーディング目的以外の有価証券に関する実現損益は連結損益計算書上、収益—その他で認識されております。

前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末における、保険子会社が保有するトレーディング目的以外の有価証券の原価または償却原価、公正価値、未実現利益および未実現損失は以下のとおりです。

(単位：百万円)				
前連結会計年度末 (平成25年3月31日)				
	原価または 償却原価	未実現損益		公正価値
		未実現利益	未実現損失	
政府債・地方債および政府系機関債	177,374	5,294	126	182,542
その他負債証券	54,032	726	86	54,672
投資持分証券	39,997	12,923	109	52,811
合計	271,403	18,943	321	290,025

(単位：百万円)				
当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)				
	原価または 償却原価	未実現損益		公正価値
		未実現利益	未実現損失	
政府債・地方債および政府系機関債	200,939	4,280	1,328	203,891
その他負債証券	69,633	608	285	69,956
投資持分証券	39,987	12,513	168	52,332
合計	310,559	17,401	1,781	326,179

前第1四半期連結累計期間においてトレーディング目的以外の有価証券を96,614百万円売却しており、実現利益は1,261百万円、実現損失は139百万円であり、売却に係る収入額は97,736百万円であります。当第1四半期連結累計期間においてトレーディング目的以外の有価証券を41,162百万円売却しており、実現利益は1,575百万円、実現損失は9百万円であり、売却に係る収入額は42,728百万円であります。なお、実現損益は移動平均法を用いて計算されており、連結損益計算書の収益—その他に計上されております。

下記の表は、当第1四半期連結会計期間末におけるトレーディング目的以外の負債証券の公正価値を満期年限別に表しております。実際の満期は、一部の負債証券が早期償還条項を有するため、契約上の満期と異なることがあります。

(単位：百万円)					
当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)					
	合計	満期年限			
		1年以内	1～5年	5～10年	10年超
トレーディング目的以外の負債証券	273,847	29,621	103,277	126,398	14,551

下記の表は、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末で未実現損失を有するトレーディング目的以外の有価証券について、その未実現損失の状況が継続している期間別に公正価値および未実現損失の金額を表しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)					
	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
政府債・地方債および政府系機関債	56,400	80	2,903	46	59,303	126
その他負債証券	10,404	86	—	—	10,404	86
投資持分証券	1,517	109	—	—	1,517	109
合計	68,321	275	2,903	46	71,224	321

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)					
	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
政府債・地方債および政府系機関債	122,275	1,283	2,912	45	125,187	1,328
その他負債証券	32,039	285	—	—	32,039	285
投資持分証券	2,300	168	—	—	2,300	168
合計	156,614	1,736	2,912	45	159,526	1,781

前連結会計年度末において、未実現損失を有するトレーディング目的以外の有価証券の銘柄数はおおよそ80銘柄であります。当第1四半期連結会計期間末において、未実現損失を有するトレーディング目的以外の有価証券の銘柄数はおおよそ180銘柄であります。

保険子会社の保有するトレーディング目的以外の有価証券の公正価値が償却原価を下回った場合、それらについて公正価値の下落が一時的であるか否かの判定を行っております。公正価値の下落が一時的か否かの判断は投資持分証券については公正価値が帳簿価額を下回る期間や程度、投資先の財政状態や将来見通し、予測される公正価値の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しております。投資持分証券について一時的ではない公正価値の下落があると判定された場合、帳簿価額は公正価値まで減じられ、当該差額は連結損益計算書上収益—その他で認識されます。一方、負債証券の公正価値の下落については売却する意思、または償却原価まで回復する前に売却が必要とされる可能性、公正価値の下落が回復する可能性等を勘案して一時的な下落か否かを判断しております。一時的な下落でないとは判断された負債証券は売却の意思がある、あるいは売却を余儀なくされる可能性が高い場合は損益に計上され、売却の意思がない、あるいは売却を余儀なくされる可能性が低い場合には、減損額のうち信用リスクの低下に起因する部分は損益に、その他の要因に起因する部分はその他の包括利益に計上されます。

前第1四半期連結累計期間において、一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の投資持分証券に対して認識した減損は1,834百万円であります。信用リスクの低下による一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の負債証券に対して認識した減損は重要な金額ではありません。信用リスクの低下には起因しないものの、一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の負債証券に対してその他の包括利益で認識した減損は338百万円であります。その他のトレーディング目的以外の有価証券の未実現損失については、価値の下落は一時的と考えております。

当第1四半期連結累計期間において、一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の投資持分証券に対して認識した減損は9百万円であります。信用リスクの低下による一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の負債証券に対して認識した減損は2百万円であります。信用リスクの低下には起因しないものの、一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の負債証券に対してその他の包括利益で認識した減損は重要な金額ではありません。その他のトレーディング目的以外の有価証券の未実現損失については、価値の下落は一時的と考えております。

6 証券化および変動持分事業体：

証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、（a）譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、（b）譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達の目的のためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、（c）譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益—トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については野村は、最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは100十億円、129十億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益はありませんでした。さらに前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は394十億円、445十億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは192十億円、291十億円となっております。前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ4,109十億円、5,200十億円となっております。また、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、野村はこれらの特別目的事業体に対してそれぞれ300十億円、233十億円の持分を当初から継続的に保有しております。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額はそれぞれ5十億円、19十億円となっております。野村は前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、これらの特別目的事業体との間に、毀損した担保資産を入れ替える契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約をそれぞれ合計18十億円、5十億円結んでおりますが、その他契約外の財務支援は行っておりません。

次の表は、野村が継続的関与を持つ特別目的事業体に対する持分を保有するものの公正価値、およびその公正価値のレベル別の内訳を当該特別目的事業体に譲渡した資産の種類別に表しております。

	(単位：十億円)					
	前連結会計年度末 (平成25年 3月31日)					
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機関債	—	296	—	296	296	—
事業債	—	—	0	0	—	0
モーゲージ関連商品	—	2	2	4	2	2
合計	—	298	2	300	298	2

(単位：十億円)						
当第1 四半期連結会計期間末 (平成25年 6月30日)						
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機関債	—	229	—	229	229	—
事業債	—	—	0	0	—	0
モーゲージ関連商品	—	3	1	4	1	3
合計	—	232	1	233	230	3

次の表は、公正価値の測定に用いている主要な経済的仮定、およびそれら経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合における、継続して保有している持分の公正価値に与える影響を表しております。

(単位：十億円)		
重要な継続して保有している持分(1)		
	前連結会計年度末 (平成25年 3月31日)	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成25年 6月30日)
継続して保有している持分の公正価値 (1)	288	221
加重平均残存期間 (年数)	6.0	7.3
期限前償還率	10.1%	17.0%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 2.6	△ 1.9
20%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 5.0	△ 3.5
割引率	3.6%	4.6%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 4.2	△ 4.7
20%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 8.2	△ 9.1

(1) 前連結会計年度末において、継続して保有している持分300十億円のうち、重要な継続して保有している持分288十億円のみ感応度分析を行っております。当第 1 四半期連結会計期間末において、継続して保有している持分233十億円のうち、重要な継続して保有している持分221十億円のみ感応度分析を行っております。
野村は譲渡資産の性質上、上記の継続して保有している持分に対して予測される信用損失の発生確率およびその金額は軽微であると考えております。

表上では経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合を想定していますが、公正価値の変動と仮定の変動は線型な関係に必ずしもないことから、一般的に正確な数値を推定することはできません。特定の経済的仮定に対する影響額は、他の全ての経済的仮定が一定であると想定し、算出しております。この理由から、経済的仮定が同時に変動した場合において、その影響額の計算が過大または過少になる場合があります。感応度分析はあくまでも仮説的条件に基づいたものであり、野村のリスク・マネジメントにおけるストレス・シナリオ分析を反映しているものではありません。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、編纂書860上は譲渡の要件を満たさずトレーディング資産となったもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために長期借入とされたものの、金額およびその区分を表しています。なお、表上の資産はすべて同負債の担保となるもので、野村が資産を自由に処分することも、遡及されることもありません。

		(単位:十億円)	
		前連結会計年度末 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)
資産			
トレーディング資産			
株式関連商品	72	72	
債券関連商品	86	84	
モーゲージ関連商品	24	24	
長期貸付金	8	8	
合計	190	188	
負債			
長期借入	177	175	

変動持分事業体

野村は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。野村はマーケット・メーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。野村は主たる受益者として、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券を、リパッケージした仕組債を投資家に販売するために組成された変動持分事業体、および航空機のリース事業に投資するものや、その他のビジネスに関連する変動持分事業体なども連結しております。野村はまた投資基準に沿って管理されている投資ファンドなど、野村が主たる受益者となる場合は連結しております。

次の表は、四半期連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。なお、連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有していません。

	(単位：十億円)	
	前連結会計年度末 (平成25年 3 月31 日)	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成25年 6 月30 日)
四半期連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
現金および現金同等物	13	47
トレーディング資産		
株式関連商品	353	341
債券関連商品	200	255
モーゲージ関連商品	138	131
デリバティブ取引	3	2
プライベート・エクイティ投資	1	1
売戻条件付買入有価証券	12	8
建物、土地、器具備品および設備	17	13
その他 (1)	64	66
合計	801	864

四半期連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債

トレーディング負債		
債券関連商品	6	4
デリバティブ取引	15	14
買戻条件付売却有価証券	4	—
借入		
長期借入	458	527
その他	7	4
合計	490	549

- (1) 航空機予約金を前連結会計年度末16十億円、当第 1 四半期連結会計期間末15十億円それぞれ含んでおります。
また、当該予約金に関連した航空機購入コミットメント契約の詳細は「注記16 コミットメント、偶発事象および債務保証」をご参照ください。

野村が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、野村が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のオペレーティング・リースの取引に関する残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表は非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。変動持分事業体に対する野村の関与にかかわるリスクは帳簿価額、以下に記載されておりますコミットメントおよび債務保証の金額、およびデリバティブの想定元本に限定されます。しかしながら、野村は、デリバティブの想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

	(単位：十億円)					
	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)			当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)		
	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー	四半期連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー
	資産	負債		資産	負債	
トレーディング資産および負債						
株式関連商品	65	—	65	61	—	61
債券関連商品	173	—	173	181	—	181
モーゲージ関連商品	2,843	—	2,843	2,314	—	2,314
受益証券等	161	—	161	117	—	117
デリバティブ取引	0	—	18	0	—	5
プライベート・エクイティ投資	28	—	28	30	—	30
貸付金						
短期貸付金	7	—	7	10	—	10
長期貸付金	82	—	82	83	—	83
その他	4	—	4	4	—	4
貸出コミットメント、その他債務保証	—	—	33	—	—	40
合計	3,363	—	3,414	2,800	—	2,845

7 金融債権：

通常の営業活動の中で野村は、顧客に対して主に売戻条件付買入有価証券取引や有価証券貸借取引等の担保付契約、および貸付契約の形で融資を行っております。これらの金融債権は野村の連結貸借対照表上、資産として認識されており、要求払いもしくは将来の確定日または特定できる決済日に資金を受け取る契約上の権利をもたらすものです。

担保付契約

担保付契約は、連結貸借対照表上、売戻条件付買入有価証券として開示される売戻条件付買入有価証券取引および借入有価証券担保金として開示される有価証券貸借取引から構成されており、この中には現先レポ取引が含まれております。売戻条件付買入有価証券取引および有価証券貸借取引は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において売戻条件付で購入する、または借入れる取引です。野村は、原資産である有価証券の価値に関連する受取債権（未収利息を含みます）とともに日々把握し、適宜追加担保の徴求ないしは返還を行っております。売戻条件付買入有価証券取引および有価証券貸借取引は、通常買受金額に未収利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。担保請求が厳密に行われていることから、これらの取引については通常貸倒引当金の計上は行われておりません。

貸付金

野村が有する貸付金は、主に銀行業務貸付金、有担保短期顧客貸付金、インターバンク短期金融市場貸付金、および企業向貸付金から構成されております。

銀行業務貸付金は、野村信託銀行株式会社やノムラ・バンク・インターナショナルPLCといった野村の銀行子会社によって実行された、個人向けおよび商業向けの有担保および無担保の貸付金です。不動産ないしは有価証券により担保されている個人向けおよび商業向けの貸付金に対して、野村は担保価値が下落するリスクを負うことになります。銀行業務貸付金には、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金も含まれます。通常、投資銀行業務の一環として提供している貸付金については相手先の信用力が高いことがほとんどですが、野村は相手先の債務不履行リスクを負うことになります。保証付き貸付金については、保証人により保証が履行されないリスクを負うことになります。

有担保短期顧客貸付金は、野村の証券仲介業務に関連した顧客に対する貸付金です。このような貸付金は顧客が有価証券を購入するための資金を提供しております。取引の開始にあたっては一定の委託保証金（担保適格有価証券または現金）の差し入れが必要であり、また購入有価証券を取引期間中担保として預かっております。さらに当該有価証券の一定以上の公正価値の下落にあたっては、貸付金に対して担保価値が特定の割合を維持するように適宜委託保証金の追加差し入れを徴求することができるため、野村が負うリスクは限定されております。

インターバンク短期金融市場貸付金は、短資会社を経由する短期（翌日決済および日計り）取引が行われるコール市場において実行される、金融機関に対する貸付金です。コール市場の参加者は特定の金融機関に限定されており、かつこれらの貸付金は翌日決済またはきわめて期間が短いものであるため、野村が負うリスクは軽微と考えております。

企業向貸付金は、野村の銀行子会社以外によって実行される、主に法人顧客に対する商業向け貸付金です。企業向貸付金には、不動産または有価証券により担保されている有担保貸付金と、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金が含まれます。これらの貸付金に対して、野村は上記の銀行業務貸付金に含まれる、商業向け貸付金によって生じるリスクと同様のリスクを負うことになります。

上記の貸付金に加え、野村は関連会社に対する貸付金を有しております。これらの貸付金は原則無担保であるため、野村は相手先による債務不履行のリスクを負うことになります。

四半期連結貸借対照表上、貸付金または関連会社に対する投資および貸付金に計上されている貸付金の種類別残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)			
前連結会計年度末 (平成25年3月31日)			
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	263,608	153	263,761
有担保短期顧客貸付金	288,574	—	288,574
インターバンク短期金融市場貸付金	76,968	—	76,968
企業向貸付金	422,295	523,896	946,191
貸付金合計	1,051,445	524,049	1,575,494
関連会社に対する貸付金	12,376	—	12,376
合計	1,063,821	524,049	1,587,870

(単位：百万円)			
当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)			
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	250,989	144	251,133
有担保短期顧客貸付金	391,810	—	391,810
インターバンク短期金融市場貸付金	36,257	—	36,257
企業向貸付金	421,584	237,620	659,204
貸付金合計	1,100,640	237,764	1,338,404
関連会社に対する貸付金	12,578	—	12,578
合計	1,113,218	237,764	1,350,982

(1) 公正価値オプションを選択した貸付金および貸出コミットメントであります。

前第1四半期連結累計期間において、貸付金の購入金額および売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金は重要な金額ではありません。当第1四半期連結累計期間において、貸付金の購入金額は25,628百万円、売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金は重要な金額ではありません。

貸倒引当金

当社は、償却原価で計上されている貸付金に対して、発生可能性がある損失につき最善の見積もりを行い貸倒引当金を計上しております。貸付金に対する貸倒引当金は下記の2つから構成されており、連結貸借対照表上の貸倒引当金に含めて計上しております。

- ・個別に減損を判定している貸付金に対する個別引当金
- ・個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績に基づき総合的に見積もられる一般引当金

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見積もられる損失を反映しております。貸付金は、現在の情報と事象に基づき、貸付契約の契約期間において貸付金の全額を回収できないと見込まれた場合、減損が認識されます。減損を決定するにあたっての当社の最善の見積もりには、債務者の支払能力の評価が含まれ、評価にあたっては貸付金の特性、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等の様々な要素が考慮されております。重要でない返済遅延や返済不足が生じたのみでは、減損を認識する貸付金には分類されておられません。減損は個々の貸付金ごとに、貸付金の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの総額を実効利率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保で保全されている貸付金の場合は担保の公正価値のいずれかに調整することによって測定されております。

一般引当金は、個別に減損を判定している貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、期末日における入手可能な情報に基づく回収可能性の判断および基礎的前提に内在する不確実性を含んでおります。また、一般引当金は現在の経済環境などの定性的要素を調整した過去の貸倒実績を参考にして測定されております。

貸倒引当金の見積もりは、測定時点における入手可能な最善の情報に基づいているため、経済環境の変化、当初の予測と実績との乖離等により、将来の修正が必要となる可能性があります。

野村は、貸付金が回収不能と判断した時点で、当該貸付金を償却しております。このような判断は、債務者の財政状態に重大な変更が生じたため債務を履行することができない、あるいは担保処分により回収できる金額が貸付金の返済に不十分である等の要素に基づきなされております。

次の表は、前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間における、貸倒引当金の推移を示しております。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)							
	貸付金に対する引当金						貸付金以外の 債権に対する 引当金	合計
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する 貸付金	小計		
期首残高	552	24	—	2,758	51	3,385	1,503	4,888
繰入	—	4	—	△ 8	—	△ 4	16	12
貸倒償却	—	△ 11	—	△ 0	—	△ 11	—	△ 11
その他(1)	—	△ 0	—	△ 144	—	△ 144	△ 7	△ 151
期末残高	552	17	—	2,606	51	3,226	1,512	4,738

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)							
	貸付金に対する引当金						貸付金以外の 債権に対する 引当金	合計
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する 貸付金	小計		
期首残高	789	26	—	95	29	939	1,319	2,258
繰入	—	△ 5	—	26	—	21	1,277	1,298
貸倒償却	△ 2	—	—	—	—	△ 2	△ 122	△ 124
その他(1)	△ 0	—	—	—	—	△ 0	13	13
期末残高	787	21	—	121	29	958	2,487	3,445

(1) 外国為替の変動による影響を含んでおります。

次の表は、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末における引当方法別の貸倒引当金残高および貸付金残高を、貸付金の種類別に表示しております。

(単位：百万円)

前連結会計年度末 (平成25年3月31日)						
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社に 対する貸付金	合計
貸倒引当金残高：						
個別引当	6	—	—	7	—	13
一般引当	783	26	—	88	29	926
合計	789	26	—	95	29	939
貸付金残高：						
個別引当	76	83,399	76,968	412,675	5,595	578,713
一般引当	263,532	205,175	—	9,620	6,781	485,108
合計	263,608	288,574	76,968	422,295	12,376	1,063,821

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)						
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社に 対する貸付金	合計
貸倒引当金残高：						
個別引当	4	—	—	7	—	11
一般引当	783	21	—	114	29	947
合計	787	21	—	121	29	958
貸付金残高：						
個別引当	4,044	90,163	36,257	408,877	5,797	545,138
一般引当	246,945	301,647	—	12,707	6,781	568,080
合計	250,989	391,810	36,257	421,584	12,578	1,113,218

利息計上中止ならびに延滞貸付金

個別に減損を認識している貸付金については、野村所定の方針に従い、利息の計上中止に関する判定を行っております。判定の結果として利息の計上を中止した場合、既に計上されている未収利息については、その時点で振戻しを行います。利息の計上の再開は、原則延滞されている元利金が全額返済された時点など、貸付金が契約条件に則って履行されるようになったと認められる場合になされます。貸付金の支払いが契約条件に則って履行されていない場合でも、元本および利息を合理的な期間内に全額回収できると判断できる相当の理由がある場合、もしくは債務者が一定の期間継続して返済を行っている場合など特別な状況下においては利息の計上を再開する場合があります。

前連結会計年度末現在、利息計上を中止している貸付金は5,855百万円であり、主に有担保企業向貸付金であります。90日以上延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。当第1四半期連結会計期間末現在、利息計上を中止している貸付金は6,155百万円であり、主に有担保企業向貸付金であります。90日以上延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。

貸付金の減損が認識され利息の計上が中止された時点から、その後の利息収益の認識は現金主義によっております。

貸付金の減損および不良債権のリストラクチャリング

通常の営業活動の中で野村は、トレーディング目的以外で保有する貸付金を減損することがあり、また、これらについて債務者の財政難、市場環境の変化ないしは取引維持などの理由により、リストラクチャリングを行う場合があります。不良債権のリストラクチャリング（Troubled Debt Restructuring（以下「TDR」））とは、債務者の財政難に関連して、債権者である野村が、経済的または法的な理由により譲歩を与えるものであります。

TDRに該当する貸付金は、通常すでに減損が認識され、貸倒引当金が計上されております。他の貸付金と合算して減損判定を行う場合などで減損が認識されていない貸付金が、TDRに該当する貸付金となった場合は、速やかに減損貸付金として認識されます。資産による貸付金の全額もしくは一部の弁済ではなく、単なる条件変更によってTDRに該当することとなった貸付金に対する減損金額は、他の減損貸付金と同様の方法で測定されます。TDRに際し、貸付金の全額もしくは一部として弁済された資産は公正価値で認識されます。

前連結会計年度末現在、貸倒引当金を計上していない減損貸付金の残高は重要な金額ではありません。貸倒引当金を計上している減損貸付金の帳簿価額、未回収元本およびこれに係る貸倒引当金は重要な金額ではありません。当第1四半期連結会計期間末現在、貸倒引当金を計上していない減損貸付金の残高は重要な金額ではありません。貸倒引当金を計上している減損貸付金の帳簿価額、未回収元本およびこれに係る貸倒引当金は重要な金額ではありません。

前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において発生したTDRは重要な金額ではありません。

信用の質の指標

野村は、債務者の信用力の低下あるいは破綻等によって貸付債権の価値が下落もしくは履行されないといった信用リスクに晒されておりますが、貸付等に関する信用リスク管理は、内部格付に基づく与信管理を基礎として、融資実行時の個別案件毎の綿密な審査と融資実行後の債務者信用力の継続的なモニタリングを通じて行われております。なお、有担保取引のうち、野村が受け入れた担保価値の管理を厳密に行うことで損失の発生を防止する措置を講じているものについては、内部格付の対象とはしていません。

次の表は、公正価値で評価されたものを除く貸付金について、野村の内部格付もしくはそれに類する子会社の審査基準の区分により貸付金を種類別に表示しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (平成25年 3月31日)				
	AAA-BBB	BB-CCC	CC-D	その他(1)	合計
有担保銀行業務貸付金	105,199	30,826	—	33,208	169,233
無担保銀行業務貸付金	93,266	1,103	6	—	94,375
有担保短期顧客貸付金	—	—	—	288,574	288,574
有担保インターバンク 短期金融市場貸付金	1,968	—	—	—	1,968
無担保インターバンク 短期金融市場貸付金	75,000	—	—	—	75,000
有担保企業向貸付金	220,189	164,205	7,969	3,570	395,933
無担保企業向貸付金	—	26,362	—	—	26,362
関連会社に対する貸付金	6,781	527	—	5,068	12,376
合計	502,403	223,023	7,975	330,420	1,063,821

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成25年 6月30日)				
	AAA-BBB	BB-CCC	CC-D	その他(1)	合計
有担保銀行業務貸付金	101,985	27,214	—	34,856	164,055
無担保銀行業務貸付金	85,842	1,089	3	—	86,934
有担保短期顧客貸付金	—	—	—	391,810	391,810
有担保インターバンク 短期金融市場貸付金	3,257	—	—	—	3,257
無担保インターバンク 短期金融市場貸付金	33,000	—	—	—	33,000
有担保企業向貸付金	258,223	126,461	6,470	4,321	395,475
無担保企業向貸付金	—	26,109	—	—	26,109
関連会社に対する貸付金	6,781	5,520	—	277	12,578
合計	489,088	186,393	6,473	431,264	1,113,218

(1) 主に所定の担保率が維持されている貸付金であります。

野村は、債務者および債権に関する財務情報ならびにその他の情報に基づき、最低年1回社内格付の見直しを行っております。また、リスクが高いもしくは問題がある債務者についてはより頻繁に社内格付の見直しを行うとともに、債務者の信用力に関する重大な事実が明らかになった際には、すみやかに社内格付の見直しを行うこととしております。

8 リース：

貸主側

野村は、オペレーティング・リースにより、国内外で不動産および航空機の賃貸を行っております。賃貸に係る資産については、土地を除き取得価額から減価償却累計額を控除した金額で、また、土地については取得価額で、連結貸借対照表上のその他の資産—建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

次の表は、オペレーティング・リースにより賃貸している資産を種類別に表示しております。

	(単位：百万円)					
	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)			当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)		
	取得価額	減価償却 累計額	帳簿価額 (純額)	取得価額	減価償却 累計額	帳簿価額 (純額)
不動産(1)	3,426	△ 1,215	2,211	3,426	△ 1,245	2,181
航空機	17,872	△ 1,332	16,540	10,010	△ 972	9,038
合計	21,298	△ 2,547	18,751	13,436	△ 2,217	11,219

(1) 不動産の取得価額、減価償却累計額、帳簿価額（純額）の金額は、自社利用分を含んでおります。

オペレーティング・リースに係る資産の受取リース料は、前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間でそれぞれ19,573百万円、194百万円となっております。これらは、四半期連結損益計算書上の収益—その他に計上しております。

当第1四半期連結会計期間末における解約不能オペレーティング・リースに係る将来受け取る最低受取リース料の金額は6,103百万円となっております。受取年限別に集計すると、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	受取年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低受取リース料	6,103	1,018	871	740	514	510	2,450

借主側

野村は、国内外でオフィスおよび特定の従業員用住宅、施設等を解約可能オペレーティング・リースにより賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また野村は、国内外で特定の器具備品および施設を解約不能オペレーティング・リースにより賃借しております。これらに係る支払リース料は、転貸収入を控除し、前第1四半期連結累計期間が11,910百万円、当第1四半期連結累計期間が11,934百万円となっております。

次の表は、当第1四半期連結会計期間末における当初契約期間または残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低支払リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円) 当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)
最低支払リース料	157,874
控除：転貸収入	△ 10,644
最低支払リース料純額	147,230

当第1四半期連結会計期間末における上記最低支払リース料の金額を支払年限別に集計すると、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	157,874	17,735	17,193	14,237	11,781	11,112	85,816

また、野村は国内外で特定の器具備品および施設をキャピタル・リースにより賃借しております。キャピタル・リースについては、リース物件の公正価値または最低支払リース料の現在価値のいずれか低い価額をもって認識、連結貸借対照表上のその他の資産—建物、土地、器具備品および設備に計上しております。前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末におけるキャピタル・リース資産は、それぞれ24,170百万円、26,190百万円であります。

次の表は、当第1四半期連結会計期間末におけるキャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低支払リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円) 当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)
最低支払リース料	57,290
控除：利息相当額	△ 30,117
最低支払リース料純額の現在価値	27,173

当第1四半期連結会計期間末の上記最低支払リース料の金額を支払年限別に集計すると、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	57,290	677	626	3,712	3,691	3,592	44,992

なお、特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づく支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

9 企業結合：

平成24年3月期、野村は関連会社であった野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」）の株式を追加取得し、子会社化いたしました。

前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書における収益—その他には野村土地建物の子会社であった野村不動産ホールディングス株式会社（以下「野村不動産ホールディングス」）が計上する71,147百万円の不動産販売収入が含まれております。その収益は、不動産の引渡し完了し、買手の初期投資および継続投資額が不動産代金の全額を支払う確約を示すのに十分であり、野村が実質的に対象不動産に関与しなくなったときに認識されております。またこれに対応する不動産販売原価は前第1四半期連結累計期間で57,108百万円であり、四半期連結損益計算書上、金融費用以外の費用—その他に含まれております。

平成25年3月、野村は、野村不動産ホールディングスの株式を一部売却いたしました。これにより野村は支配財務持分をもたなくなったため、野村不動産ホールディングスは連結除外となり、持分法適用会社となりました。その結果、不動産販売収入、不動産販売原価は当第1四半期連結累計期間からは連結損益計算書上計上されず、その損益は持分法損益として収益—その他に含まれております。

10 その他の資産—その他およびその他の負債：

四半期連結貸借対照表上のその他の資産—その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)
その他の資産—その他：		
受入担保有価証券	47,739	89,973
のれんおよびその他の無形資産	115,661	118,845
繰延税金資産	145,602	139,741
営業目的以外の投資持分証券	71,813	76,532
その他	221,344	232,311
合 計	602,159	657,402
その他の負債：		
受入担保有価証券返還義務	47,739	89,973
未払法人所得税	56,353	23,610
その他の未払費用および引当金	402,192	352,803
その他(1)	471,879	453,319
合 計	978,163	919,705

- (1) 保険子会社の引き受けた保険契約のうち、投資契約に該当するものにかかる負債が前連結会計年度末に281,864百万円、当第1四半期連結会計期間末に276,896百万円含まれており、その見積公正価値はそれぞれ285,914百万円、282,102百万円となります。見積公正価値は、将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しており、一般的にレベル3に分類されます。

1 1 1 株当たり四半期純利益：

基本および希薄化後 1 株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円) (1 株当たり情報 単位：円)	
	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
基本一		
当社株主に帰属する四半期純利益	1, 891	65, 894
加重平均株式数	3, 674, 586, 163	3, 705, 893, 380
1 株当たり当社株主に帰属する四半期純利益	0. 51	17. 78
希薄化後一		
当社株主に帰属する四半期純利益	1, 881	65, 875
加重平均株式数	3, 737, 346, 969	3, 821, 844, 966
1 株当たり当社株主に帰属する四半期純利益	0. 50	17. 24

前第 1 四半期連結累計期間および当第 1 四半期連結累計期間の当社株主に帰属する四半期純利益に対する希薄化は、連結子会社および関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少により生じます。

前第 1 四半期連結累計期間および当第 1 四半期連結累計期間の希薄化後 1 株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が増加しましたが、希薄化後 1 株当たり当社株主に帰属する四半期純利益に与える影響は僅少です。

前第 1 四半期連結累計期間における34, 458, 700株を購入する権利を有する新株予約権および当第 1 四半期連結累計期間における8, 024, 500株を購入する権利を有する新株予約権は、逆希薄化効果を有するため、希薄化後 1 株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の計算から除いております。

1 2 従業員給付制度：

野村は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

期間退職・年金費用

国内会社の確定給付年金制度にかかる期間退職・年金費用(純額)の主な内訳は以下のとおりであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
勤務費用	2,212	2,167
利息費用	1,074	860
年金資産の期待収益	△ 1,021	△ 1,243
年金数理上の損失の償却	869	668
過去勤務債務の償却	△ 387	△ 287
期間退職・年金費用(純額)	2,747	2,165

上記の国内会社の制度以外にも期間退職・年金費用を計上しておりますが、重要な金額ではありません。

1 3 構造改革費用：

野村は、平成24年3月期において、全社的な費用構造の見直しによる収益性の改善や市場環境に即したビジネスの取捨選択および経営資源の地域的配分の適正化をホールセール部門を中心に全社レベルで実施いたしました。当該費用構造の見直しは、平成25年3月期末をもってほぼ完了しております。

当該費用構造の見直しにより平成25年3月末までに12,769百万円の退職関連費用を計上しました。この退職関連費用は主に連結損益計算書の金融費用以外の費用一人件費に含まれています。前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末における退職関連費用に係る為替換算調整後の負債残高はそれぞれ、2,148百万円、235百万円であり、当第1四半期連結累計期間において2,004百万円の支払いが完了しております。

また上記に加え、野村は、平成25年3月期第2四半期より、ビジネスモデルと業務の効率性向上等による費用構造のさらなる見直しを、ホールセール部門を対象に実施しております。

当該費用構造の見直しの結果、当第1四半期連結累計期間に1,663百万円、当第1四半期連結会計期間末までの累計で17,250百万円の退職関連費用を計上しております。当該費用は、主に連結損益計算書の金融費用以外の費用一人件費に含まれております。前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末における退職関連費用に係る為替換算調整後の負債残高はそれぞれ8,165百万円、5,881百万円であり、当第1四半期連結累計期間において3,804百万円の支払いが完了しております。当該費用構造の見直しは当連結会計年度中に終了する予定であり、今後発生が見込まれる費用の合計額は現在算定中であります。

1 4 法人所得税等：

野村における法定実効税率は前第1四半期連結累計期間、当第1四半期連結累計期間において38%となっております。日本における平成23年度第3四半期の税制改正により、法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する事業年度については38%、平成27年4月1日以降に開始する事業年度については36%となっております。

前第1四半期連結累計期間の法人所得税等の負担税率は、益金に算入されない収益項目などが減少要因となった一方で、損金に算入されない費用項目、海外子会社の評価性引当金の増加、および海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異などが増加要因となった結果、法定実効税率38%に対して、69.1%となりました。

当第1四半期連結累計期間の法人所得税等の負担税率は、益金に算入されない収益項目などが減少要因となった一方で、損金に算入されない費用項目、海外子会社の評価性引当金の増加などが増加要因となった結果、法定実効税率38%に対して、41.5%となりました。

1 5 その他の包括利益：

累積的その他の包括利益の変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)					
当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)					
	期首残高	組替調整前その他の包括利益	累積的その他の包括利益からの組替調整額(1)	当期純変動額	四半期末残高
為替換算調整額	△ 38,875	32,394	△ 51	32,343	△ 6,532
年金債務調整額	△ 28,518	776	248	1,024	△ 27,494
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	9,998	△ 953	△ 829	△ 1,782	8,216
累積的その他の包括利益	△ 57,395	32,217	△ 632	31,585	△ 25,810

(1) 重要な累積的その他の包括利益からの組替調整額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)		
当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)		
	累積的その他の包括利益からの組替調整額	四半期連結損益計算書に影響する項目
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益：		
	1,555	投資持分証券関連損益
	△ 437	法人所得税等
	1,118	四半期純利益
	△ 289	非支配持分に帰属する四半期純利益
	829	当社株主に帰属する四半期純利益

詳細は「注記5 トレーディング目的以外の有価証券」をご参照ください。

16 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は下記、貸出コミットメントに含まれております。

また野村は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高は下記、パートナーシップ等へ投資するコミットメントに含まれております。

野村の連結変動持分事業体には、航空機の購入およびオペレーティング・リース事業に投資する特別目的事業体が含まれており、それらの中には、航空機を購入するコミットメント契約を結んでいるものがあります。この契約のもとでのコミットメント残高は下記、航空機購入コミットメントに含まれております。

上記の各コミットメントの残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)
貸出コミットメント	369,988	406,519
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	29,974	29,472
航空機購入コミットメント	30,143	14,257

当第1四半期連結会計期間末現在の上記コミットメントの満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	406,519	90,683	62,481	172,104	81,251
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	29,472	1,144	16,417	1,453	10,458
航空機購入コミットメント	14,257	14,257	—	—	—

貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、当該信用関連コミットメントの契約金額は必ずしも将来の現金所要額を表わしているわけではありません。契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

偶発事象

訴訟その他法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金もしくは訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で訴訟手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上でそれら法的手続きならびに請求を個々の事案について定期的に評価を行い、それらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」（以下「編纂書450」）に従い、個々の法的手続き・請求について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまでは言えないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失の発生が合理的に可能な場合、当社はその法的手続き・請求の詳細を下記にて開示します。編纂書450において合理的に可能な場合とは当社に対する損失の発生の蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまでは言えない場合であると定義されております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報によれば、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重要な影響を与えるものではないと当社は考えています。しかしながら、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに関しては、これらの紛争・係争案件の結果が重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

下記にて記載されている野村に対する主な訴訟および法的手続きで、相手方が特定の損失額を主張している場合、その金額を当社は、発生が合理的に可能な損失として見積もっています。それらの事案については、その主張されている金額を下記の事案の説明で記載しています（当社はそれらの金額を合理的に発生可能な最大損失の目安であると現時点で考えています）。その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生が可能な損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階であり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でない、②損害を相手方が明らかにしていない、③損害に根拠がない、または損害が誇張されている、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かである、⑤時効の適用などを含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていない、または⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われているなどです。

平成20年1月、当社の欧州子会社であるノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）は、イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約（平成10年）に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服としその取り消しを求めています。主張されている金額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

平成22年10月および平成24年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド(共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」)が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき平成20年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は平成22年10月にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、米国の連邦破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人が米国の連邦破産裁判所に提起した訴訟で、平成24年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金の返還を請求するものであり、約35百万米ドルが本件につき発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

平成23年3月、インドネシアの銀行、ピーティー・バンク・ムティアラ（以下「バンク・ムティアラ」）は、当社の英国における主要子会社であるNIPが設立した特別目的会社に対してスイス・チューリッヒ州裁判所に訴訟を提起しました。当該特別目的会社はNIPの連結対象となっております。本件訴訟は、NIPの特別目的会社による第三者（テルトップ・ホールディング・リミテッド（以下「テルトップ」））へのローンの担保権の帰属をめぐる係争であり、担保の対象は、スイスのある銀行口座の預金約156百万米ドル相当であります。テルトップは現在清算中であります。NIPの特別目的会社は、バンク・ムティアラによる担保権主張には根拠がないと考えており、預金の引渡しを求めています。

平成23年4月、ボストン連邦住宅貸付銀行は住宅ローン債権担保証券の発行体、スポンサー、引受人ならびにそれらの親会社など多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中にはノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション（以下「NAAC」）、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.（以下「NCCI」）、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）およびノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.（以下「NHA」）が含まれております。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行した住宅ローン債権担保証券を購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準ならびにそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は州法に基づき購入の取り消しまたは損害賠償を請求しています。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行した証券を4回にわたる募集において購入したと主張していますが、購入金額や損害額を特定していません。このように情報が欠如し不確定な部分が多く存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成23年7月、ウェスタン・コーポレート連邦信用組合（Western Corporate Federal Credit Union（以下「WesCorp」））の清算人である米国信用組合管理機構（National Credit Union Administration Board（以下「NCUA」））は住宅ローン債権担保証券の発行体、スポンサー、引受人などに対してカリフォルニア中部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中にはNAACおよびノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.（以下「NHEL」）が含まれております。WesCorpは募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。WesCorpは2回にわたる募集において約83百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取り消しまたは損害賠償を請求しています。裁判所はNCUAの請求の一部を却下しましたが、一部については争いが継続しています。法的に不確定な部分が多く存在し、証拠開示手続きが行われていない現時点において、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成23年9月、連邦住宅抵当公庫（Federal National Mortgage Association）ならびに連邦住宅金融抵当金庫（Federal Home Loan Mortgage Corporation）（以下総称して「政府系機関」）の財産管理人である米連邦住宅金融局（Federal Housing Finance Agency）は、住宅ローン債権担保証券の発行体、スポンサー、引受人ならびにそれらの親会社などに対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社であるNAAC、NHEL、NCCI、NSIおよびNHAが含まれております。政府系機関はNAACおよびNHELが発行した住宅ローン債権担保証券を購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準ならびにそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。政府系機関は7回にわたる募集において約20億46百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取り消し、または損害賠償を請求しています。裁判所は当社の米国子会社による請求却下の申立てを棄却し、証拠開示手続きが行われています。専門家による証拠開示が行われておらず、法的に不確定な部分が存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成23年10月、米国中央連邦信用組合（U.S. Central Federal Credit Union（以下「U.S. Central」））の清算人である米国信用組合管理機構（National Credit Union Administration Board）は住宅ローン債権担保証券の発行体、スポンサー、引受人などに対してカンザス地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中にはNHELが含まれております。U.S. CentralはNHELが発行した住宅ローン債権担保証券を購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。U.S. Centralは1回の募集において約50百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取り消しまたは損害賠償を請求しています。本案審理前の手続きにおいて、当社の米国子会社からの請求棄却の申立て（motions to dismiss）は、その申立ての一部が退けられましたが、本案審理に至らないこととなる論点を含めた手続き面での争いは継続しており、第10巡回区控訴裁判所において控訴審が行われています。事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成23年11月、NIPはBernard L Madoff Investment Securities LLC（以下「BLMIS」）の破産手続きのために、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所によって任命された破産管財人（以下「Madoff管財人」）からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を平成20年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法ならびにニューヨーク州法に基づいて求めています。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約21百万米ドルです。主張されている金額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

平成24年8月、米国プルデンシャル保険会社（The Prudential Insurance Company of America）およびその関連会社（以下総称して「プルデンシャル」）は、住宅ローン債権担保証券の発行体、スポンサーおよび引受人であるNHFL、NCCIおよびNSIに対して、ニュージャージー州裁判所に訴訟を提起しました（その後、訴訟は連邦裁判所に移送されています）。プルデンシャルは、住宅ローン債権担保証券を5回にわたる募集において約183百万米ドル購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているローンの貸付行為および質について重大かつ詐欺的な表明保証違反があったと主張しています。プルデンシャルは、詐欺的行為、不実表示および組織的犯罪処罰法違反があったと主張し、損害賠償等を求めています。情報が欠如し、不確定な部分が多く存在する現時点において、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成25年3月1日、モンテパスキ銀行（以下「MPS」）は、MPSの元役員2名およびNIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が平成21年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、元役員の違法行為につきNIPは、連帯して責任を負うと主張しています。また、その損害額は少なくとも700百万ユーロであると主張しています。平成25年4月15日、イタリアのシエナ地方検察当局（以下「検察当局」）は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始しており、検察当局は、当該デリバティブ取引についてイタリア法上の違法行為があった可能性があるとして、NIPおよび英国銀行法人のノムラ・バンク・インターナショナルPLC（以下「NBI」）が、イタリア国内で管理する、または今後イタリア国内で受領する資産18億ユーロ超に関する資産凍結の命令を発令しました。平成25年4月23日、NBIは、同検察当局より、イタリア国内に保有する資産の凍結を実施する旨の通告を受けました。その対象資産は、現に保有する少額の現金と、今後入金が予定されている一定の金額に限定されていました。しかしながら、平成25年4月26日、イタリア刑事裁判所の判事は、検察当局による資産凍結命令の有効性を否定する決定を行い、これにより資産凍結は解除されました。この裁判所の決定に対して、検察当局は上訴しましたが、平成25年7月13日にイタリア刑事上訴裁判所により棄却されました。この裁判所の棄却に対して、検察当局は上告しています。本件に関する損失額を合理的に見積もるためには、長期にわたる証拠開示手続きや重要な事実関係の判断等を通じて多くの法的および事実関係に関する問題が解決される必要があります。また、本件にかかる新しいまたは未解決の法的論点について争う必要があります。そのため、訴訟が初期段階にあり、巨額の損害賠償請求が行われている現時点において、当社は、本件がいつ、どのように解決するか、また本件に関連して損失が発生する可能性、および発生するかもしれない損失額を合理的に見積もることはできません。

野村證券株式会社（以下「野村證券」）は日本を代表する証券会社であり、同社の顧客口座数は約500万口座に及びます。同社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失などをめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。その中には、平成24年4月に野村證券に対して提起された、法人顧客からの損害賠償請求訴訟で、平成15年から平成20年にかけて購入した為替関連の仕組み債16銘柄を償還期限前に売却した際に発生した損失額等の5,102百万円の賠償を求めるもの、平成25年4月に法人顧客より提起された平成17年から平成23年にかけて行われた為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組み債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を求めるものが含まれます。これらの訴訟の顧客は、取引契約時点における、野村證券による説明義務違反等を主張していますが、同社はこれらの顧客の主張には理由が無いと考えております。主張されている金額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

上記に記載したいずれの訴訟においても、当社は、当社子会社による主張が正当に認められるものと確信しております。

上記以外の米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

当社の米国子会社では、不動産担保ローンを不動産担保証券（以下「MBS」）とする証券化を行っておりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入しておりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターから、ローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れておりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位などの情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、ならびにローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われます。子会社では、個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、子会社が一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。子会社が買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもありますが、これらの訴訟は初期段階です。

当社は、現在受けている、または、今後表明保証違反に基づきさらに受ける可能性のあるローンの買戻し請求について、不確定な要素が存在する現時点において、損失を合理的に見積もることはできません。特に、マクロ経済情勢は住宅ローンの債務不履行発生件数に影響を与えます。また、そのような請求による当社の損失のリスクは、問題となっているローンを組成したオリジネーター個別の特殊性、個別の表明の特殊性（すべての証券化において表明の内容は同一ではない）ならびに債務不履行による損害の大きさを左右する住宅価格の変動により影響を受けることになります。平成25年7月31日において、上記訴訟以外で当社子会社を買戻し請求を受けているローンの元本金額は4,664百万米ドルです。事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在するため、当社は、買戻し請求に応じないことにより提起される訴訟に関連して発生する損失をこの初期の段階で合理的に見積もることはできません。

債務保証

編纂書460「保証」は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

野村は、通常の業務の一環として、スタンバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証は一般的に固定満期日が設定されております。

加えて、野村は債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。こうしたデリバティブ取引は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に伴って債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるようなデリバティブ取引であります。野村は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積ることができません。

野村はすべてのデリバティブ取引を四半期連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額は個々の取引に対する支払、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。

次の表は、債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引およびスタンドバイ信用状およびその他の債務保証の金額を示しております。

	(単位：百万円)			
	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)		当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引 (1) (2)	4,510,650	123,980,481	5,358,387	154,497,563
スタンドバイ信用状および その他の債務保証 (3)	277	9,084	284	8,821

(1) クレジット・デリバティブは「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記デリバティブ取引には含まれておりません。

(2) 主にエクイティ・デリバティブ、金利デリバティブおよび為替取引で構成されております。

(3) スタンドバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は前連結会計年度末においては6,374百万円となっており、当第1四半期連結会計期間末においては6,695百万円となっております。

当第1四半期連結会計期間末現在の債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引およびスタンドバイ信用状およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)					
	潜在的な最大支払額または契約額					
	満期年限					
	帳簿価額	計	1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	5,358,387	154,497,563	52,975,285	35,587,839	16,126,109	49,808,330
スタンドバイ信用状および その他の債務保証	284	8,821	9	390	—	8,422

17 セグメント情報および地域別情報：

【事業別セグメント】

野村の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。野村の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

- ・米国会計原則では税引前四半期純利益（△損失）に含まれる営業目的で保有する投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる野村の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示しておりません。

(単位：百万円)					
	営業部門	アセット・ マネジメント 部門	ホールセール 部門	その他 (消去分を 含む)	計
前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)					
金融収益以外の収益	81,714	15,231	86,254	159,250	342,449
純金融収益	997	1,187	35,629	△ 4,683	33,130
収益合計(金融費用控除後)	82,711	16,418	121,883	154,567	375,579
金融費用以外の費用	70,523	11,048	130,434	137,583	349,588
税引前四半期純利益(△損失)	12,188	5,370	△ 8,551	16,984	25,991
当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)					
金融収益以外の収益	164,878	18,753	151,635	47,515	382,781
純金融収益	1,464	1,421	42,974	△ 4,483	41,376
収益合計(金融費用控除後)	166,342	20,174	194,609	43,032	424,157
金融費用以外の費用	85,237	13,483	169,372	50,010	318,102
税引前四半期純利益(△損失)	81,105	6,691	25,237	△ 6,978	106,055

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前四半期純利益（△損失）の主要構成要素を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
経済的ヘッジ取引に関連する損益	△ 1,231	7,373
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	△ 736	688
関連会社損益の持分額	1,273	5,343
本社勘定	6,624	△ 12,344
その他 (1)	11,054	△ 8,038
計	16,984	△ 6,978

(1)その他には、自社の信用リスクによる影響額等が含まれております。

次の表は、前出の表に含まれる合算セグメント情報の、野村の四半期連結損益計算書上の収益合計(金融費用控除後)、金融費用以外の費用計ならびに税引前四半期純利益に対する調整計算を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
収益合計(金融費用控除後)	375,579	424,157
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	△ 6,325	7,164
連結収益合計(金融費用控除後)	369,254	431,321
金融費用以外の費用計	349,588	318,102
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	—	—
連結金融費用以外の費用計	349,588	318,102
税引前四半期純利益	25,991	106,055
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	△ 6,325	7,164
連結税引前四半期純利益	19,666	113,219

【地域別情報】

野村の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて野村の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務ごとの収益合計(金融費用控除後)および税引前四半期純利益(△損失)ならびに野村の事業にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計(金融費用控除後)は、主にそれぞれ米国および英国における野村の事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計(金融費用控除後)および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前四半期純利益(△損失)については、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
収益合計(金融費用控除後) (1) :		
米州	41,432	55,233
欧州	52,299	75,442
アジア・オセアニア	7,687	16,845
小計	101,418	147,520
日本	267,836	283,801
連結	369,254	431,321
税引前四半期純利益(△損失) :		
米州	6,253	△ 8,496
欧州	△ 16,435	△ 4,448
アジア・オセアニア	△ 1,875	△ 780
小計	△ 12,057	△ 13,724
日本	31,723	126,943
連結	19,666	113,219

(1) 単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成25年6月30日)
長期性資産 :		
米州	118,302	133,273
欧州	111,381	114,804
アジア・オセアニア	20,471	18,086
小計	250,154	266,163
日本	294,002	287,099
連結	544,156	553,262

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月14日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	重	忠	之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦		昇	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	豊	大	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯	原		尚	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結資本勘定変動表、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1参照）に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記 1 参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成 25 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第 1 四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月14日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	グループCEO 永井 浩二
【最高財務責任者の役職氏名】	CFO 柏木 茂介
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社のグループＣＥＯである永井浩二およびＣＦＯである柏木茂介は、当社の第110期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。